綾部市公報

番　号　第５５４号
発行日　平成２０年８月１日
発行所　綾部市役所

目　次

○　条　例
・綾部市議会委員会条例の一部改正
(議会事務局)・・・1
・綾部市監査委員条例の一部改正
(監査委員事務局)・・・2
・綾部市保育及び教育の実施に関する条例の一部改正
(民生児童課)・・・3

○　規　則
・財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則の一部改正
(保健推進課)・・・4

○　告　示
・綾部市ひきこもり等自立支援会議設置要綱の制定
(企画公報課)・・・5
・綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の制定
(民生児童課)・・・7
・平成２０年６月綾部市議会定例会において議決を経た予算の公表
(総務課)・・・15
・綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱の制定
(総務課)・・・16
・綾部市中小企業振興利子補給金交付要綱の一部改正
(商工観光課)・・・43
・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・44
・第２０期綾部市農業委員会第１回総会の開催について
(農林課)・・・46
・綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・47

○　訓令甲
・綾部市職員服務規程の一部改正
(総務課)・・・48

○　公　告
・綾部市職員採用試験について
(総務課)・・・51
・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧
(農業委員会事務局)・・・52
・公共下水道管渠築造（２０－１）工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・53
・月見町通り石畳整備事業の条件付一般競争入札について
(監理課)・・・58

・公共下水道舗装復旧（２０－４）工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・64
・上林簡易水道浄水場整備工事１１工区公募型指名競争入札について
(監理課)・・・69
・上林簡易水道浄水場設備工事１２工区公募型指名競争入札について
(監理課)・・・77
・公示送達
(税務課)・・・85
・綾部市営住宅の入居者の募集公告
(まちづくり推進課)・・・87
・綾部市下水道排水設備指定業者の公表
(下水道課)・・・97
・綾部市所有土地及び建物の売却に係る一般競争入札ついて
(民生児童課)・・・98

○　教育委員会告示
・綾部市教育委員会招集告示
(学校教育課)・・ 101

○　教育委員会教育長訓令甲
・綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正
(学校教育課)・・ 102

○　監査公表
・平成１９年度定期監査結果・・・・ 103

○　議会規則
・綾部市議会傍聴規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
・綾部市議会委員会傍聴規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・ 121

○　議会規程
・綾部市議会委員会傍聴規則施行規程の廃止・・・・・・・・・・・ 122

○　選挙管理委員会告示
・平成２０年７月６日執行の綾部市農業委員会選挙において当選した当選人の住所及び氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
・志賀郷土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数・・・・・・・・・・・・ 124
・奥上林土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数・・・・・・・・・・・・ 125
・栗村井堰土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数・・・・・・・・・・ 126
・平成２０年８月３日執行の志賀郷土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の選任・・・・・・・ 127
・平成２０年８月３日執行の奥上林土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の選任・・・・・・・ 128
・平成２０年８月３日執行の栗村井堰土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の選任・・・・・・ 129

・平成２０年７月２７日付け綾
部市選挙管理委員会告示第２
８号の一部変更・・・・・・・・・ 131
・平成２０年７月２７日付け綾
部市選挙管理委員会告示第２
６号の一部変更・・・・・・・・・ 132

○　農業委員会告示
・綾部市農業委員会総会開催告
示・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市条例第１１号

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例

綾部市議会委員会条例（平成３年綾部市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第２条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（１）総務教育建設委員会　９人

企画部（秘書事務を除く。）、総務部、建設部、会計課、消防本部及び教育委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

（２）産業厚生環境委員会　９人

市民環境部、福祉保健部、産業振興部、農業委員会及び上下水道部の所管に関する事項

（３）予算決算委員会　１８人

予算決算議案等に関する事項

２　議員は、前項第１号又は第２号のいずれか及び同項第３号に規定する常任委員会の委員になるものとする。

附　則

この条例は、平成２０年９月１日から施行する。

綾部市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市条例第１２号

綾部市監査委員条例の一部を改正する条例

綾部市監査委員条例（昭和３９年綾部市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（決算等審査）

第５条　法第２３３条第２項及び第２４１条第５項並びに地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第２項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により市長から審査に付されたときは、意見を付して市長に送付しなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市保育及び教育の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市条例第１３号

綾部市保育及び教育の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市保育及び教育の実施に関する条例（平成１５年綾部市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表備考第１項中「又は幼児園に入園している」を「、幼児園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園し、又は児童デイサービスを利用している」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市保育及び教育の実施に関する条例の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２０年７月２４日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市規則第１６号

財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

財団法人綾部市医療公社への奨学資金の貸与に関する条例施行規則（平成１９年綾部市規則第５９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「資金の貸与を受けようとする年度の４月末日までに」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第７７号

綾部市ひきこもり等自立支援会議設置要綱を次のように定める。

平成２０年７月４日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市ひきこもり等自立支援会議設置要綱

（設置）

第１条　ひきこもり、定職に就かない等の若者の職業的自立を促し、社会参画を促進することを目的に関係機関の連携強化及び必要な調査研究を行うため、綾部市ひきこもり等自立支援会議（以下「会議」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において「若者」とは、おおむね１５歳以上３５歳未満の者をいう。

（協議事項）

第３条　会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（１）若者の職業的自立に関する情報交換及び活動連携に関すること。

（２）若者の職業的自立に関する活動の評価に関すること。

（３）その他会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　会議は、委員３０人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）福祉保健機関、教育機関、就労支援機関、ボランティア団体等の関係者

（２）公募による市民

（３）その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第６条　会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

２　議長は、会議を総理し、会議を代表する。

３　副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は議長が招集し、その運営に当たる。

２　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、企画担当課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年７月７日から施行する。

綾部市告示第７８号

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「小児慢性特定疾患児」とは、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成１７年２月２１日雇児発第０２２１００１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業（以下「治療研究事業」という。）の対象者をいう。

（用具の種目及び給付対象者）

第３条　給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、給付対象者は、本市に住所を有し、同表の対象者欄に掲げる在宅の小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による施策（治療研究事業を除く。）又は障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）による施策の対象となる者を除く。）とする。

（給付の申請）

第４条　用具の給付を希望する給付対象者の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（様式第１号）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（給付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書（様式第２号）を作成し、その内容を審査の上、給付の可否を決定するものとする。

２　市長は、給付を決定したときは、申請者に対し綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（様式第３号）により通知し、綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（様式第４号）を交付するものとする。

３　市長は、給付することが不適当と認めたときは、申請者に対し綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（用具の給付）

第６条　市長は、前条第２項の規定により用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売

を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

（費用の負担）

第７条　用具の給付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

２　前項の規定により受給者が負担する額は、次に掲げる額の合計額とする。

（１）用具の給付に要する費用が在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成４年厚生省発老第１９号厚生事務次官通知）別紙在宅福祉事業費補助金交付要綱に定める額（以下「基準額」という。）を超える場合は、用具の給付に要する費用から基準額を減じた額

（２）小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について（平成１７年雇児発第０２２１００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表２に定める額（用具の給付に要する費用が基準額を超える場合は基準額）

３　受給者は、用具の給付を委託された業者から当該用具の納品の際に日常生活用具給付券を添えて、前２項の規定により負担することとされた額を直接業者に支払わなければならない。

（費用の請求等）

第８条　用具を給付した業者が当該給付した用具に係る費用の残額を請求しようとするときは、その請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとする。

（給付費用の返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、用具の給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

（１）給付された用具を給付目的に反して使用したとき。

（２）詐欺その他不正の手段によって用具の給付を受けたとき。

（３）給付をされた用具を必要とする場合であるにもかかわらず譲渡し、又は担保に供したとき。

（給付台帳の整備）

第１０条　市長は、用具の給付の状況を明確にするため、別に定める日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成２０年７月７日から施行する。

別表（第３条関係）

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア　小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベルト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。

様式第１号（第４条関係）

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書

年　　月　　日

綾部市長　　様

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

（給付対象者との続柄：　　）

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">給付対象者</td><td>氏　名</td><td></td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>疾患名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">世帯の状況</td><td colspan="2">氏　名</td><td>続柄</td><td colspan="2">生年月日</td><td>職　業</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">給付を希望する理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">現在の住まいの状況</td><td>住宅</td><td>１　自宅
２　借家(貸主の諾否)</td><td>浴槽</td><td>１　有
２　無</td><td>便器</td><td>１　和式
２　洋式
３　携帯用</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現在の介護の状況</td><td>入浴</td><td>１　他人の介助を要する
２　自分でできる</td><td>排便</td><td>１　他人の介助を要する
２　自分でできる</td><td>移動</td><td colspan="2">１　他人の介助を要する（一部・全部）
２　自分でできる</td></tr>
<tr><td colspan="2">給付を受けたい用具の名称</td><td colspan="2"></td><td>希望する型式、規模等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">給付上特に希望する事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

同　意　書

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付の決定のため、私及び私の世帯員の課税状況について、課税台帳を閲覧されることに同意します。

氏名　　㊞

※　添付書類　　小児慢性特定疾患医療受診券の写し

様式第２号（第５条関係）

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書

<table>
<tr><td colspan="2">①申請書受理番号及び年月日</td><td>第　　号
年　月　日</td><td>②申請者氏名</td><td></td><td>③給付対象者との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">④給付対象者</td><td>氏　名</td><td></td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生（　歳）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>疾患名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">⑤世帯の状況</td><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2">年齢</td><td rowspan="2">給付対象者との続柄</td><td colspan="3">課　税　状　況</td><td rowspan="2">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="2">当該年度分市民税</td><td>前年分</td></tr>
<tr><td>均等割</td><td>所得割</td><td>所得税</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑥世帯区分</td><td colspan="6">１　被保護世帯又は市民税非課税世帯
２　市民税均等割世帯
３　市民税所得割課税世帯
４　所得税課税世帯</td></tr>
<tr><td>⑦住まいの状況</td><td colspan="6">１　自宅　　２　借家（貸主の諾否）</td></tr>
<tr><td>⑧給付後の生活の状況</td><td colspan="3">日常生活動作の状況
（入浴、排便、移動等について該当する状況に○）
１　自力でできるようになる
２　一部介助でできるようになる
３　給付しても変わらない
（一部介助・全介助）
４　その他（　　）</td><td colspan="3">その他の状況
１　在宅生活が可能になる
２　その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>⑨給付の必要の有無</td><td>１　有
２　無</td><td>⑩給付する（しない）理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>⑪
給付する用具名（型式規模等）</td><td></td><td>⑫
予定価格</td><td>円</td><td>⑬
受給者が支払うべき額</td><td>円</td><td>⑭
公費負担予定額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>⑮その他特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="7">年　　月　　日　　調査員　職名
氏名　　㊞</td></tr>
</table>

様式第３号（第５条関係）

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

綾部市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

<table>
<tr><td>給　付　番　号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>給付決定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>給付対象者氏名</td><td colspan="2"></td><td>疾　　患　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給付する用具名
（型式規模等）</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>納 入 業 者 名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>納入業者の住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>価　　格</td><td>円</td><td>受 給 者 が
支払うべき額</td><td>円</td><td>公費負担額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>注　意　事　項</td><td colspan="5">１　用具は、受給者が収入状況に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付するものですので、支払うこととされた額については、必ず用具の納品と同時に支払ってください。
２　給付した用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することは固く禁じます。
３　２に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</td></tr>
</table>

様式第４号（第５条関係）

<table>
<tr><td colspan="8">綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券</td></tr>
<tr><td>①給付番号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>②給付券発行年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td>③給付対象者氏名</td><td colspan="2"></td><td>④生年月日</td><td colspan="4">年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td>⑤住　所</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>⑥受給者氏名</td><td colspan="3"></td><td>⑦給付対象者との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑧給付する用具名（型式規模等）</td><td></td><td>⑨
価　格</td><td>円</td><td>⑩
受給者が支払うべき額</td><td>円</td><td>⑪
公費負担額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>⑫納入業者名</td><td colspan="3"></td><td>⑬納入業者の住所</td><td colspan="3">（電話）</td></tr>
<tr><td>⑭この券の有効期限</td><td>申請者が業者に提示する期限</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>業者の公費支払請求期限</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="8">上記のとおり決定します。
年　月　日
綾部市長　　㊞</td></tr>
<tr><td>⑮業者の納付した日</td><td>年　月　日</td><td>⑯受給者より受領した額</td><td>円</td><td>⑰受領業者名及び年月日</td><td colspan="3">㊞
年　月　日</td></tr>
<tr><td>⑱用具受領者名</td><td>㊞</td><td>⑲検収者</td><td colspan="5">職名
氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td>⑳その他特記事項</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

注　本表は、①～⑭、⑲は市、⑮～⑰は納入業者が記入。⑱は受領者が記入してください。

様式第５号（第５条関係）

綾部市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下通知書

第　　号
年　　月　　日

様

綾部市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次の理由により却下しましたので通知します。

記

（却下の理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、綾部市長を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

綾部市告示第７９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定に基づき、平成２０年６月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　平成１９年度綾部市一般会計補正予算（第５号）
２　平成１９年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第２号）
３　平成２０年度綾部市一般会計補正予算（第１号）
４　平成２０年度綾部市老人保健特別会計補正予算（第１号）
５　平成２０年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

綾部市告示第８０号

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成２０年７月１５日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、綾部市が総務省の電波遮へい対策事業費等補助金事業のうち共聴施設整備事業（以下「整備事業」という。）により共聴施設の整備を行う共聴組合に対し、当該整備に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）共聴施設改修整備事業　地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修するもの又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換するものをいう。

（２）共聴施設新設整備事業　地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上１０メートルの高さにおける電界強度）が毎メートル１．０ミリボルトに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するものをいう。

（３）共聴施設整備事業　共聴施設改修整備事業及び共聴施設新設整備事業をいう。

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、整備事業の対象であって別表第１に掲げる経費の総額とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表第２により算出して得た額とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　共聴組合の代表者（以下「代表者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付申請書（様式第１号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　代表者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの電波遮へい対策事業費等補助金交付決定通知書により通知を受けたときは、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないことを決定したときは、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、代表者に対して速やかに通知するものとする。

２　市長は、前項の交付の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　市長は、第１項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

４　市長は、前条第２項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第７条　代表者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

２　代表者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第１項の通知があった日から１５日以内に、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付申請取下げ届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（契約）

第８条　代表者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当な場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（変更等の承認）

第９条　代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の増額又は２０パーセントを超える減額に限る。

（２）事業計画を変更するとき。ただし、軽微な変更を除く。

２　代表者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、綾部市共聴施設デジタル化整備

事業補助金交付事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第１０条　代表者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業補助金交付事業事故報告書（様式第７号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１１条　代表者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業状況報告書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　代表者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して２０日を経過した日又は当該年度の３月２０日のいずれか早い日までに、補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月２０日までに、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業（年度終了）実績報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長の承認を受けなければならない。

２　代表者は、第１項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第１３条　市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められ、かつ、総務大臣の電波遮へい対策事業費等補助金の額の確定通知書により通知を受けた場合には、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金額確定通知書（様式第１０号）により、代表者に通知するものとする。

２　市長は、代表者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

３　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第１４条　市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

２　代表者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金精算（概算）払請求書（様式第１１号）を市長に提出しなけ

ればならない。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、第９条第２項に規定する事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第６条の決定内容（第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（４）交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　市長は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に規定する補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１３条第３項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１６条　代表者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額額の確定に伴う報告書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項に規定する返還については、第１３条第３項の規定を準用する。

（補助事業の経理）

第１７条　代表者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（補助金交付の条件）

第１８条　代表者は、取得財産等のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業に係る財産処分承認申請（届出）書（様式第１３号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。（市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）

２　市長は、共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

３　代表者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をも

って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（財産処分の承認の例外）

第１９条　前条第１項の規定による財産処分に関する市長の承認については、市長が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価５０万円以上のものに限る。）であって代表者が綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業に係る財産処分承認申請（届出）書（様式第１３号）を市長に提出した場合は、市長の承認があったものとみなす。ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（書類の提出）

第２０条　この要綱に定める申請書その他の書類は、正本２通に副本１通を添えて、市長に提出するものとする。

（その他必要な事項）

第２１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２０年７月１５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

経費区分	内容
（１）施設・設備費	ア　放送の再送信のための施設・設備の設置であって、必要最低限の整備に要する経費 （ア）鉄塔 （イ）局舎 （ウ）外構施設 （エ）受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ）送受信アンテナ （カ）送受信機（予備送受信機を含む。） （キ）伝送用専用線 （ク）ケーブル （ケ）中継増幅装置 （コ）電源設備（予備電源設備を含む。） （サ）警報装置 （シ）監視装置 （ス）制御装置 （セ）測定器 イ　アに掲げるもののほか、附帯施設（市長が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ　附帯工事費
（２）用地取得費・道路費	ア　前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） イ　附帯工事費

別表第２（第４条関係）

区分	額
有線共聴施設の整備	補助対象経費から当該施設に加入する世帯の数に３万５千円を乗じて得た額、京都府地上デジタル放送受信地域格差是正補助金額（以下「府補助金」という。）及び他団体からの収入を控除した額
無線共聴施設の整備	補助対象経費から他団体からの収入を控除した額の１／２

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者住所
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付申請書

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金の交付を受けたいので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額　　千円
（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、消費税仕入控除税額を控除した額が補助金額となります。

３　補助事業の概要
別紙１

４　添付資料
（１）補助事業に要する経費の見積書
（綾部市内業者を含む２社以上の見積書等を受領し、最低価格提示業者を選定してください。）
（２）工事概要書
別紙２

別紙１

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

補助金申請額　（注）				事業費
		国補助金	市補助金	
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
合　　計				

（注）有線共聴施設の整備を行う場合であって、補助対象経費が当該施設に加入する世帯の数に３万５千円を乗じて得た額の４倍未満の場合には、補助金の額の３分の２の額を国補助金、３分の１を市補助金とし、補助対象経費が当該施設に加入する世帯の数に３万５千円を乗じて得た額の４倍以上の場合には、補助対象経費の額の２分の１の額を国補助金、補助金の額から国補助金を控除した額が市補助金となります。無線共聴施設の整備を行う場合は、補助金の額の２分の１が国補助金となります。

備　考

別紙２

工　事　概　要　書

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

１　設置場所　　京都府綾部市　　町

２　建設用地
（１）敷地面積　　㎡
（２）海抜高　　m
（３）敷地の所有関係
□　購入
□　借地　　府、市有地、その他（具体的に）の別
□　既所有　　主な借地条件（借地料、借地期間等）
（４）用地周辺の状況　　平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
（５）開発規制の状況　　地目
開発規制指定解除の必要の有無

３　施設の内容
（１）建物の構造等　　造　　階建
（２）建築面積　　㎡
（３）延べ床面積　　㎡
（４）鉄塔の構造等　　型　　高さ（地上高）　　m
（５）ケーブルの長さ　　m
（６）中継増幅装置の数　　台

４　実施計画
（１）着手（予定）年月日　　年　　月　　日
（２）用地取得（予定）年月日　　年　　月　　日
（３）着工（予定）年月日　　年　　月　　日
（４）完了（予定）年月日　　年　　月　　日

５　利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日
デジタル方式のテレビジョン放送			

6　資金計画

（千円）

収　　入			支　　出	
財源内訳			経費区分	（事業費）
補　助　金		交付（予定）額	施設・設備費	
	国補助金			
	市補助金			
	小　計			
対策事業を行う者の負担額		予　算　額	用地取得費・道路費	
	府補助金　（注１）			
	借入金			
	自己資金			
	その他（　　）（注２）			
	小　計			
合　計			合　計	

（注１）府補助金は、補助対象経費が加入世帯数に５万円を乗じた額の４倍以上の場合、補助対象経費の４分の１の額から加入世帯数に５万円を乗じた額を控除した額の２分の１となります。

（注２）財源の内容を記入してください。

7　添付図面

（１）用地付近の見取図

（２）設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（３）府補助金申請書の写し

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

綾部市長　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金については、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第６条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１　補助金の交付対象となる事業の内容は、
　□申請書に記載されたとおりとします。
　□一部修正のうえ、別紙１のとおりとします。

２　補助金の交付決定額は、　　千円とします。

３　内訳は次のとおりとします。

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合　　計	

４　補助金の交付の条件は、別紙２のとおりとします。

別紙１

補助事業の概要

共聴組合名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

補助金交付決定額				事業費
		国補助金	市補助金	
経費区分	施設・設備費			
	用地取得費・道路費			
合　　計				

備考

別紙２

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。

（２）補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りではない。

（３）補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（４）補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（５）補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。

（６）補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して２０日を経過した日又は翌会計年度の４月５日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

（７）補助事業が完了せずに市の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月２０日までに前号に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

（８）補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（９）共聴組合が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下（１０）及び（１１）において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。（交付要綱第１８条第１項の規定により市長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）

（１０）共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（１１）共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（１２）共聴組合は、（９）により付した条件に基づき市長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第１３号による承認申請書を市長に提出し、市長の承認又は指示を受けなければならない。

（１３）補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

綾部市長　　印

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき通知します。

記

【理由】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、綾部市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名

代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付申請取下げ届出書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金については、交付決定内容及び交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により、補助金　　千円の交付申請（　　年　　月　　日付け）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理　　由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名

代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業変更承認申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助事業の一部を変更する必要があるので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項及びその内容

変更事項		変　更　前	変　更　後
内容			
経費の配分	施設・設備費	千円	千円
	用地取得費・道路費	千円	千円
	合　　計	千円	千円

２　変更を必要とする理由

３　変更が補助事業に及ぼす影響

４　交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び消費税仕入控除税額を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　千円

消費税仕入控除税額　　円

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業
中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助事業を中止（廃止）したいので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
合　　計			

３　事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
（１）中止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
（２）完了予定日　　年　　月　　日

様式第７号（第１０条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業事故報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１０条の規定により報告します。

記

１　事故の内容及びその原因

２　対策事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　事故に対してとった措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

様式第８号（第１１条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業状況報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金に係る補助事業の実施状況について、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１１条の規定により報告します。

記

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)％	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
合　計					

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業（年度終了）実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、　　年度における実績について、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額	補助金交付 実　績　額
国　補　助　金	年　月　日		
市　補　助　金	年　月　日		

２　事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着　　工　　日	
完　　了　　日	

３　施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定） 年月日

4　事業収支総括表

（円）

収　　入				
補　　助　　金		交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
	国補助金	年　月　日		
	市補助金	年　月　日		
	小　　計			
事業を行う者の負担額		予算額		実績額
	府補助金			
	借入金			
	事業者等の負担金			
	自己資金			
	その他（　　）（注）			
	小　　計			
合　　計				

（注）財源の内訳を記入してください。

支　　出		
経費区分	予　算　額	実績額 （支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合　　計		

5　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び消費税仕入控除税額を明記してください。

交付を受けようとする補助金の額　　千円
消費税仕入控除税額　　円

6　添付書類

（１）施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
（２）当該施設等の完成写真
（３）施設整備工事の出来高設計書及び出来高図面
（４）府補助金実績報告書の写し

様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名

代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金の額を、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

記

１　補助金の確定額は、　　千円とする。

２　内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
合　　計	

様式第１１号（第１４条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名

代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金精算（概算）払請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金の精算払（第　　回概算払）を受けたいので、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１４条第２項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

１　請求（返還）金額　　千円

２　内訳

（精算払の場合）　　（千円）

経　費　区　分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合　　計				

（概算払の場合）　　（千円）

経　費　区　分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
合　　計				

様式第１２号（第１６条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

消費税額の確定に伴う報告書

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付要綱第１３条による額の確定額）　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　円

３　補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

様式第１３号（第１８条、第１９条関係）

年　　月　　日

綾部市長　　様

共聴組合名
代表者氏名　　㊞

綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助金交付事業に係る
財産処分承認 申請 書
　　届出

　　年度において、綾部市共聴施設デジタル化整備事業補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。 届け出ます。

記

１　処分の内容
　（取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
２　処分の理由
３　取得財産の概要
（１）施設の名称
（２）施設設置者（事業主体）の名称
（３）施設の所在地
（４）事業費
　ア　国庫補助金
　イ　公益法人負担金
　ウ　放送事業者負担金
　エ　府補助金
　オ　市補助金
　カ　共聴組合負担金
４　処分の概要
（１）処分しようとする相手方（注）
（２）処分しようとする財産の範囲
　（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付してください。）
（３）処分の期間（注）
（４）処分の条件（注）
　（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴

う経費（維持管理費を含む。）の見込額を記入してください。）

5　処分に伴う無線通信サービス又は放送の再送信サービスの運用開始日

（注）取り壊し又は廃棄の場合、記入は不要です。

綾部市告示第８１号

綾部市中小企業振興利子補給金交付要綱（平成１９年綾部市告示第２０号）の一部を次のように改正する。

平成２０年７月１５日

綾部市長　四　方　八洲男

第１条中「京都府の一般振興融資制度」を「次に掲げる京都府の融資制度」に改め、同条に次の２号を加える。

（１）京都府一般振興融資制度

（２）京都府経営活力融資制度まちなか商店街再生特別融資枠

第２条中「京都府の一般振興融資制度」を「前条に掲げる京都府の融資制度」に改める。

第３条中「年１．０パーセント」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の２号を加える。

（１）京都府一般振興融資制度　年１．０パーセント

（２）京都府経営活力融資制度まちなか商店街再生特別融資枠　年０．５パーセント

附　則

この告示は、平成２０年７月１５日から施行する。

綾部市告示第８２号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成８年綾部市規則第１５号）第２０条の規定に基づき、つぎの綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成２０年７月１５日

綾部市長　四　方　八洲男

証　交　付　年　月　日	証　記　号　・　番　号
平成２０年　５月　１日	綾０３０６－１２００５
平成２０年　５月　１日	綾０９１１－３１００７
平成２０年　５月　１日	綾０１０３－０１００１
平成２０年　５月　７日	綾０８３５－２５００５
平成２０年　５月　７日	綾１２０５－２５００８
平成２０年　５月　８日	綾０６０５－５５０１６
平成２０年　５月１２日	綾１１０６－７５００４
平成２０年　５月１３日	綾０８３２－３１００８
平成２０年　５月１３日	綾０５０７－２５００１
平成２０年　５月１３日	綾１２１０－７３００１
平成２０年　５月１４日	綾０８３０－１５０１４
平成２０年　５月１４日	綾０８３７－４２００１
平成２０年　５月１６日	綾０６０５－７１００４
平成２０年　５月２０日	綾０５０６－７５００１
平成２０年　５月２１日	綾０８２９－１５０３５
平成２０年　５月２７日	綾０８３０－４１０２０
平成２０年　５月３０日	綾０４０７－１５０１２
平成２０年　６月　２日	綾０９０７－３２００７
平成２０年　６月　３日	綾０９０９－１３００４
平成２０年　６月　３日	綾０８２６－３２０４４
平成２０年　６月　４日	綾０８３２－２１００５
平成２０年　６月　６日	綾０８２８－２１００６

平成２０年　６月１０日	綾０８３９－５１００５
平成２０年　６月１０日	綾０８３９－５１００５
平成２０年　６月１０日	綾０８３９－５１００５
平成２０年　６月１１日	綾０５２３－７５００１
平成２０年　６月１１日	綾０９０１－４１０４７
平成２０年　６月２６日	綾１２０９－３２００４
平成２０年　６月１６日	綾０３０５－５１００９
平成２０年　６月１７日	綾１２１０－１１００１
平成２０年　６月１７日	綾１００８－５１００１
平成２０年　６月２０日	綾０２０６－３１００６
平成２０年　６月２３日	綾０９０３－２１０１４
平成２０年　６月２３日	綾１０１７－４１００１
平成２０年　６月２４日	綾０８３２－５２０１０
平成２０年　６月２８日	綾１００６－２１０１１
平成２０年　６月２７日	綾１２０１－１３００９
平成２０年　６月２７日	綾０９０５－１５０５６
平成２０年　６月３０日	綾０８０６－２２００４

綾部市告示第８３号

第２０期綾部市農業委員会第１回総会を次のとおり開催します。

平成２０年７月２２日

綾部市長　四　方　八洲男

１　日　時　　平成２０年７月２９日（火曜日）午後１時から
２　場　所　　綾部市役所　第１委員会室
３　議　題　　（１）会長の互選について
　　（２）会長職務代理者の互選について
　　（３）綾部市農業委員会協力員の定数及び委嘱について
　　（４）その他

綾部市告示第８４号

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により、供用開始区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

平成２０年８月１日

綾部市長　四　方　八洲男

１	供用開始年月日	平成２０年８月１日
２	供用開始区域	別図のとおり
３	分流式及び合流式の別	分流式
４	終末処理場の位置及び名称	高津町横枕８番地 綾部浄化センター

綾部市訓令甲第５号

庁　中　一　般

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２０年７月７日

綾部市長　四　方　八洲男

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令

綾部市職員服務規程（昭和５８年綾部市訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号

市　　長	副 市 長	部　　長	次　　長	課　　長	担 当 長	

年　　月　　日

様

所　属　名
職名・氏名　　㊞

出　張　復　命　書

命を受け出張しました結果を下記のとおり復命します。

受命年月日　　年　　月　　日

出発年月日　　年　　月　　日　　時　　分　宿泊地及び夜数

帰着年月日　　年　　月　　日　　時　　分

行　先　及　び　用　務　内　容

行　　先	所要時間（会議等に要した実時間）	用務の内容及びその結果
	自　　時　　分 月　　日 至　　時　　分 自　　時　　分 月　　日 至　　時　　分 自　　時　　分 月　　日 至　　時　　分	

＜※時間は２４時間表示のこと＞

附　則

この訓令は、平成２０年７月７日から施行する。

公　告

綾部市公告第３１５号

綾部市職員採用試験を別紙要項のとおり実施します。

本試験の合格者は、「平成２１年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、平成２１年４月１日以降必要に応じ採用します。

平成２０年７月１４日

綾部市長　四　方　八洲男

公　告

綾部市公告第３１６号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成２０年７月１４日

綾部市長　四　方　八洲男

１　縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

２　縦覧期間

平成２０年７月１４日から平成２０年７月２７日まで

綾部市公告第３１７号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（２０－１）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札・契約方式は条件付一般競争入札とします。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　入札に付する事項

（１）工事番号　　第４２０　３２号
（２）工 事 名　　公共下水道管渠築造（２０－１）工事
（３）工事場所　　綾部市神宮寺町外（別添位置図参照）
（４）工事概要　　ＶＵ２００　Ｌ＝１６７ｍ
ＶＵ１５０　Ｌ＝１０７ｍ
マンホール設置工　Ｎ＝２１基
汚水桝及び取付管工　Ｎ＝２９箇所
付帯工事（配水管布設替）　一式
（５）予定工期　　平成２０年８月２６日から
平成２１年３月１３日まで（２００日間）

２　契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号　６２３－８５０１
所 在 地　京都府綾部市若竹町８－１
綾部市役所本庁東３階
電話番号　０７７３－４２－３２８０（内線３４３・３５５）
ＦＡＸ番号　０７７３－４２－４４０６（代表）
Ｅ-ｍａｉｌ　kanri@city.ayabe.kyoto.jp

３　入札の日時及び場所

①日時　平成２０年８月１８日（月）　午前９時３０分
②場所　綾部市役所まちづくりセンター２階第１会議室

４　入札参加者の資格に関する事項

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定したものとする。

（１）契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと。
（２）平成２０年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のＡ等級で登録されており、平成２０年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、綾部市の指名停止を受けていないこと。
（３）建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査結果通知が、土木工事の総合評点で８００点以上であること。なお、この経営事項審査結果通知は、平成２０年度の建設工事入札参加資格審査申請書に添付された通知とする。
（４）土木工事に係る綾部市発注工事で、平成１９年度完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。
（５）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者又は監理技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この条件付一般競争入札参加申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

５　入札保証金に関する事項

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除する。

６　入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１） 入札に参加する資格のない者のした入札
（２） 入札者の記名押印のない入札
（３） 金額を訂正した入札
（４） 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（５） 談合、その他不正行為をした入札
（６） 入札担当職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者のした入札
（７） 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者の入札
（８） 同一人による２以上の入札
（９） 再度入札で、前回の最低入札額以上の価格の入札
（10）その他、入札に関する指定事項や条件に違反した入札

７　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めない。

８　提出書類

条件付一般競争入札参加申請書（別紙様式－１）

9　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧及び入札参加申請書受付期限及び場所

①期限　　平成２０年７月２２日（火）から
　　平成２０年７月２８日（月）まで
　　（ただし、土曜日・日曜日等の閉庁日は除く。）

②時間　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで

③場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）

（2）入札参加申請書の提出方法

持参による提出とする。

10　入札参加資格審査結果通知について

（1）入札参加資格審査結果については、平成２０年８月１日にファックスにより通知し、入札参加資格審査結果通知書を設計図書等の配布時に交付します。ただし、非認定とした者には別途郵送します。

（2）非認定の通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

11　設計図書等の配布

（1）設計図書等の配布

設計図書及び参考資料については、入札参加資格認定者に有償で配布します。

（2）設計図書等の配布日時、場所及び代金

①日時　　平成２０年８月６日（水）
　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで

②場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）

③代金　　２，２４７円

12　その他

（1）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市入札心得を遵守すること。

（2）工事内容に関する問い合わせについては、綾部市指定の質疑書により行うものとする。質疑書の受付は、設計図書等の配布日から起算して５日目の正午までとし、以後の質疑については受け付けません。

（3）入札参加資格認定後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の入札辞退届を提出すること。

（4）入札参加資格認定者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格認定を取り消し文書で通知します。

様式－１

条件付一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

綾部市長　四　方　八洲男　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電話番号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加申請書を提出します。

記

工事番号	第４２０　３２号
工　事　名	公共下水道管渠築造（２０－１）工事
工事場所	綾部市神宮寺町外

位置図

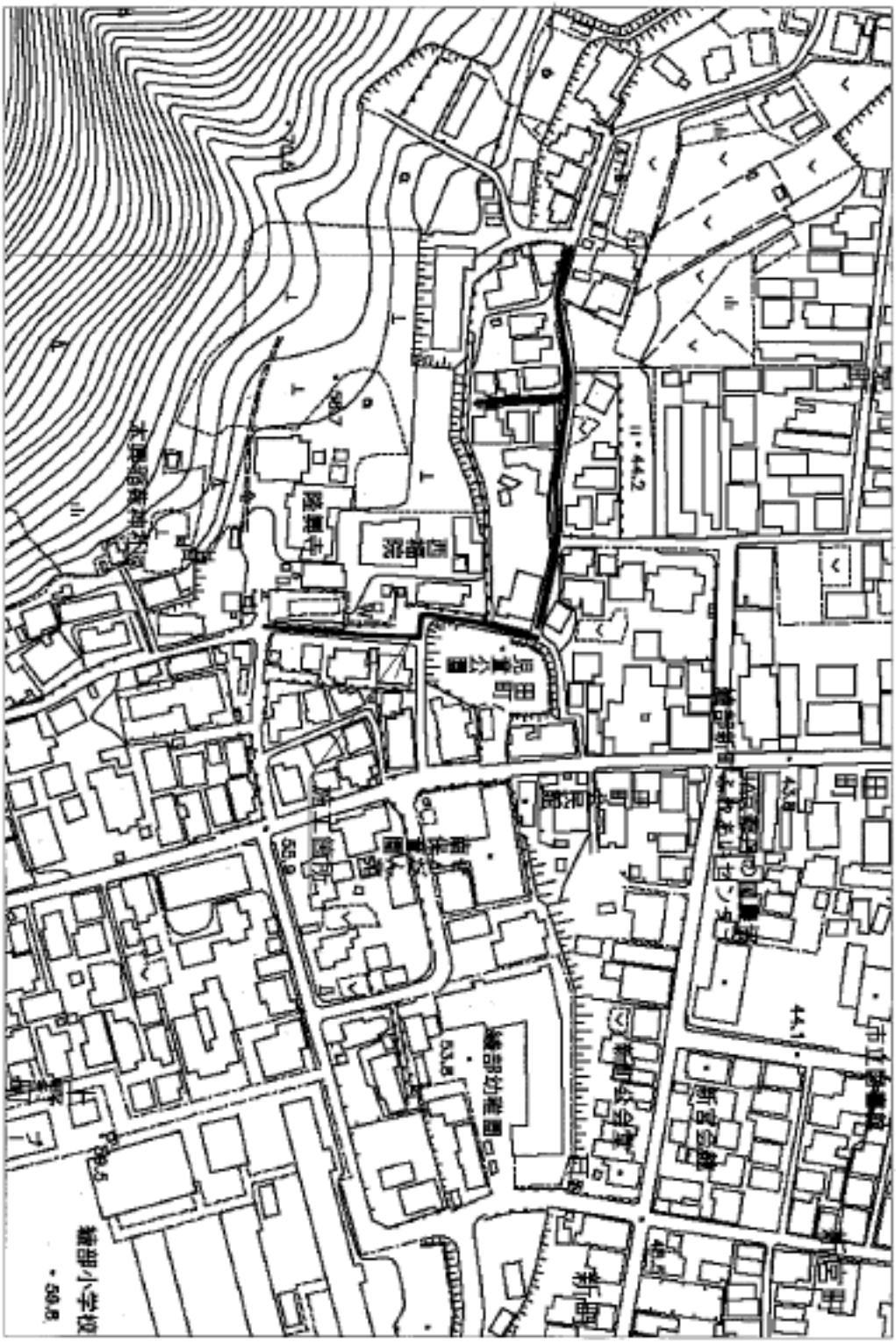

平成20年度　公共下水道管渠築造（20-1）工事

綾部市公告第３１８号

月見町通り石畳整備事業の市道月見町線舗装工事（石畳舗装)、下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（２０－６）工事、道路一般維持補修の市道朝日通り線側溝修繕工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札・契約方式は条件付一般競争入札とします。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　入札に付する事項

（１）工事番号　　第４２０　２７号

（２）工 事 名　　市道月見町線舗装工事（石畳舗装）
公共下水道舗装復旧（２０－６）工事
市道朝日通り線側溝修繕工事

（３）工事場所　　綾部市月見町外（別添位置図参照）

（４）工事概要　　市道月見町線舗装工事（石畳舗装）
Ｌ＝１６９．０ｍ　Ｗ＝３．０～５．７ｍ
舗装工（石畳）　Ａ＝５４６㎡
公共下水道舗装復旧（２０－６）工事
Ｌ＝９６．５ｍ　Ｗ＝４．４～６．７ｍ
舗装工　Ａ＝５３８㎡
マンホール調整工　Ｎ＝１０箇所
市道朝日通り線側溝修繕工事
Ｌ＝１１．０ｍ　Ｗ＝６．２ｍ
側溝工　Ｌ＝１１．０ｍ

（５）予定工期　　平成２０年８月２６日から
平成２１年１月２２日まで（１５０日間）

２　契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号　　６２３－８５０１
所 在 地　　京都府綾部市若竹町８－１
綾部市役所本庁東３階
電話番号　　０７７３－４２－３２８０（内線３４３・３５５）
ＦＡＸ番号　　０７７３－４２－４４０６（代表）
E-mail　　kanri@city.ayabe.kyoto.jp

３　入札の日時及び場所

①日時　　平成２０年８月１８日（月）　午前９時５５分

②場所　　綾部市役所まちづくりセンター２階第１会議室

４　入札参加者の資格に関する事項

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定したものとする。

（１）契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと。

（２）平成２０年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に舗装工事でＡ等級又はＢ等級で登録されており、平成２０年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、綾部市の指名停止を受けていないこと。

（３）建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査結果通知が、舗装工事の総合評点で７５０点以上であること。　なお、この経営事項審査結果通知は、平成２０年度の建設工事入札参加資格審査申請書に添付された通知とする。

（４）舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成１９年度完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。

（５）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この条件付一般競争入札参加申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

５　入札保証金に関する事項

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除する。

６　入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者のした入札

（２）　入札者の記名押印のない入札

（３）　金額を訂正した入札

（４）　誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（５）　談合、その他不正行為をした入札

（６）　入札担当職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者のした入札

（７）　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者の入札

（８）　同一人による２以上の入札

（９）　再度入札で、前回の最低入札額以上の価格の入札

（10）その他、入札に関する指定事項や条件に違反した入札

7　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めない。

8　提出書類

条件付一般競争入札参加申請書（別紙様式－１）

9　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧及び入札参加申請書受付期限及び場所

①期限　　平成２０年７月２２日（火）から
平成２０年７月２８日（月）まで
（ただし、土曜日・日曜日等の閉庁日は除く。）

②時間　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで

③場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）

（２）入札参加申請書の提出方法

持参による提出とする。

10　入札参加資格審査結果通知について

（１）入札参加資格審査結果については、平成２０年８月１日にファックスにより通知し、入札参加資格審査結果通知書を設計図書等の配布時に交付します。ただし、非認定とした者には別途郵送します。

（２）非認定の通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

11　設計図書等の配布

（１）設計図書等の配布

設計図書及び参考資料については、入札参加資格認定者に有償で配布します。

（２）設計図書等の配布日時、場所及び代金

①日時　　平成２０年８月６日（水）
午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで

②場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）

③代金　　９５５円

12　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市入札心得を遵守すること。

（２）工事内容に関する問い合わせについては、綾部市指定の質疑書により行うものとする。質疑書の受付は、設計図書等の配布日から起算して５日目の正午までとし、以後の質疑については受け付けません。

（３）入札参加資格認定後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の入札辞退届を提出すること。
（４）入札参加資格認定者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格認定を取り消し文書で通知します。
（５）本案件は３件の工事を合併して発注するものですが、契約については３件の工事を分けて契約するものとします。

様式－１

条件付一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

綾部市長　四　方　八洲男　　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　㊞

電 話 番 号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加申請書を提出します。

記

工 事 番 号	第４２０　２７号
工　事　名	市道月見町線舗装工事（石畳舗装） 公共下水道舗装復旧（２０－６）工事 市道朝日通り線側溝修繕工事
工 事 場 所	綾部市月見町外

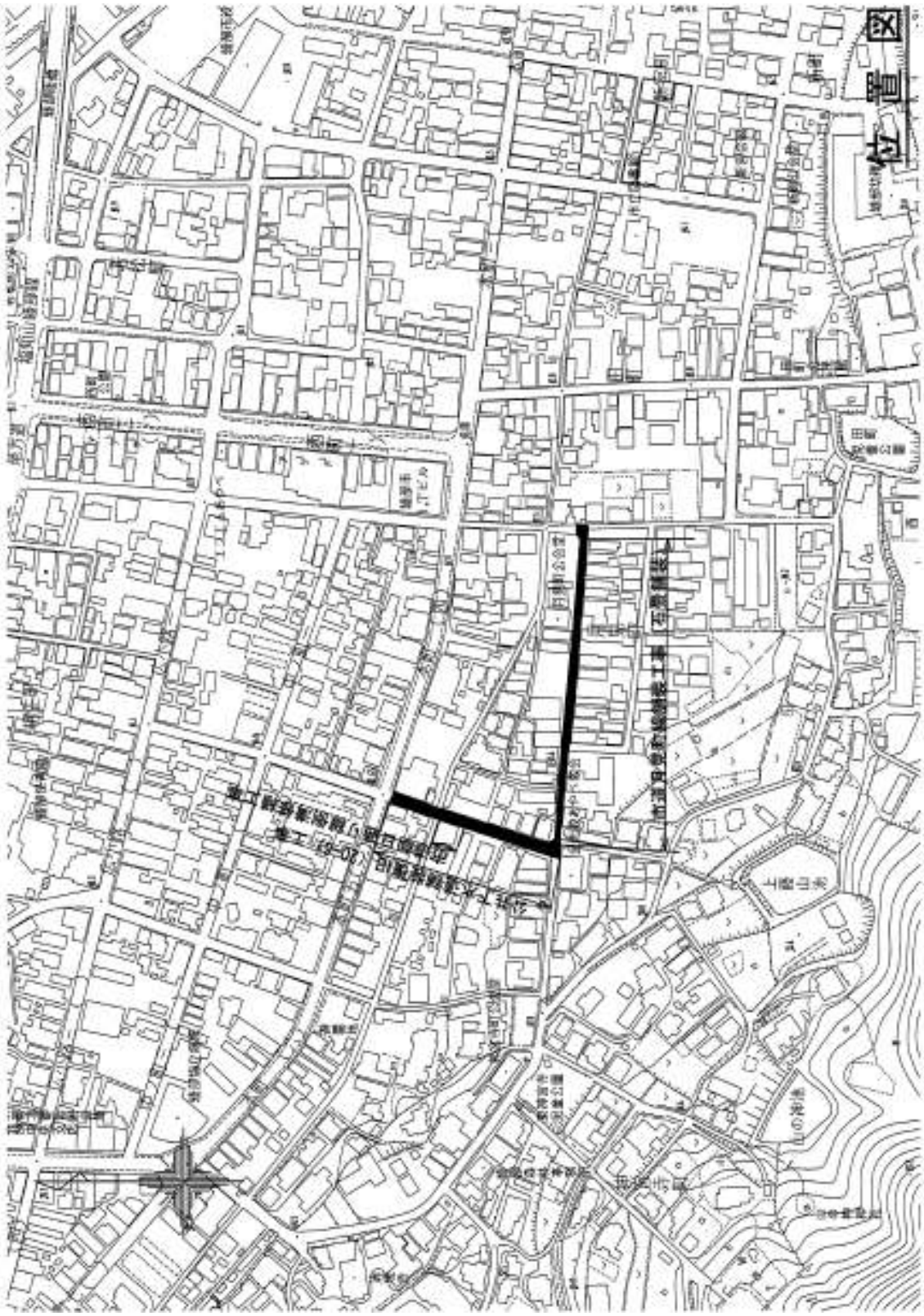

綾部市公告第３１９号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（２０－４）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札・契約方式は条件付一般競争入札とします。

平成２０年7月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　入札に付する事項

（１）工事番号　　第４２０　３７号
（２）工 事 名　　公共下水道舗装復旧（２０－４）工事
（３）工事場所　　綾部市井倉町（別添位置図参照）
（４）工事概要　　Ｌ＝３０５．０ｍ　Ｗ＝６．９５～９．５ｍ
　　舗装工　Ａ＝２，２００㎡
　　区画線工　一式
　　道路付属物設置工　一式
（５）予定工期　　平成２０年　８月２６日から
　　平成２０年１１月１３日まで（８０日間）

２　契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当
郵便番号　６２３－８５０１
所 在 地　京都府綾部市若竹町８－１
　　綾部市役所本庁東３階
電話番号　０７７３－４２－３２８０（内線３４３・３５５）
ＦＡＸ番号　０７７３－４２－４４０６（代表）
E-mail　kanri@city.ayabe.kyoto.jp

３　入札の日時及び場所

①日時　平成２０年８月１８日（月）　午前１０時２０分
②場所　綾部市役所まちづくりセンター２階第１会議室

４　入札参加者の資格に関する事項

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定したものとする。

（１）契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものでないこと。

（２）平成２０年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に舗装工事でＡ等級又はＢ等級で登録されており、平成２０年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、綾部市の指名停止を受けていないこと。

（３）舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成１９年度完了工事の成績評点が６０点に満たない評定を受けていないこと。

（４）申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この条件付一般競争入札参加申請書の提出日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

５　入札保証金に関する事項

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７７条第１項第２号及び第３号により免除する。

６　入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１） 入札に参加する資格のない者のした入札

（２） 入札者の記名押印のない入札

（３） 金額を訂正した入札

（４） 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（５） 談合、その他不正行為をした入札

（６） 入札担当職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者のした入札

（７） 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者の入札

（８） 同一人による２以上の入札

（９） 再度入札で、前回の最低入札額以上の価格の入札

（10）その他、入札に関する指定事項や条件に違反した入札

７　郵送による入札の可否

郵送による入札は認めない。

８　提出書類

条件付一般競争入札参加申請書（別紙様式－１）

９　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧及び入札参加申請書受付期限及び場所

①期限　　平成２０年７月２２日（火）から
　　平成２０年７月２８日（月）まで
　　（ただし、土曜日・日曜日等の閉庁日は除く。）

②時間　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで
③場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）

（２）入札参加申請書の提出方法
持参による提出とする。

10　入札参加資格審査結果通知について

（１）入札参加資格審査結果については、平成２０年８月１日にファックスにより通知し、入札参加資格審査結果通知書を設計図書等の配布時に交付します。ただし、非認定とした者には別途郵送します。

（２）非認定の通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

11　設計図書等の配布

（１）設計図書等の配布
設計図書及び参考資料については、入札参加資格認定者に有償で配布します。

（２）設計図書等の配布日時、場所及び代金
①日時　　平成２０年８月６日（水）
午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで
②場所　　綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）
③代金　　２７３円

12　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市入札心得を遵守すること。

（２）工事内容に関する問い合わせについては、綾部市指定の質疑書により行うものとする。質疑書の受付は、設計図書等の配布日から起算して５日目の正午までとし、以後の質疑については受け付けません。

（３）入札参加資格認定後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の入札辞退届を提出すること。

（４）入札参加資格認定者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格認定を取り消し文書で通知します。

様式－１

条件付一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

綾部市長　四　方　八洲男　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電話番号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加申請書を提出します。

記

工事番号　　第４２０　３７号
工　事　名　　公共下水道舗装復旧（２０－４）工事
工事場所　　綾部市井倉町

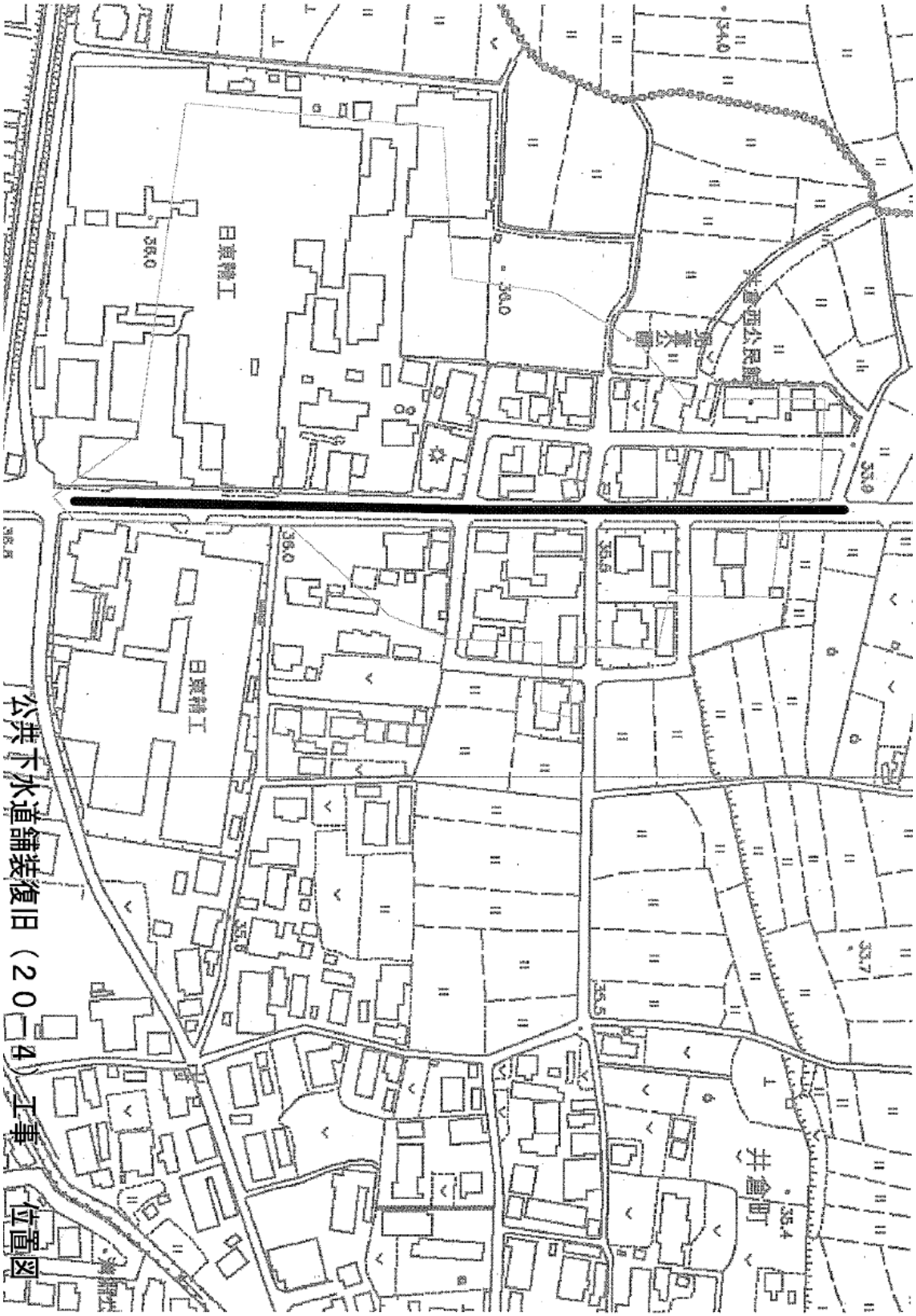

公共下水道舗装復旧（２０－４）工事　位置図

綾部市公告第３２０号

上林簡易水道整備事業、上林簡易水道浄水場整備工事１１工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札・契約方式は公募型指名競争入札とします。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　工事概要

（１）工事番号　　第４２０　３６号

（２）工 事 名　　上林簡易水道浄水場整備工事１１工区

（３）工事場所　　綾部市五津合町（別添位置図参照）

（４）工事内容　　本工事は、上林簡易水道整備事業に伴う浄水場の膜ろ過棟の築造と場内整備を行うものです。工事場所への進入路は幅員狭小で二等橋を通過する必要があり、その通行には万全の配慮が必要である。

また、同一現場内で同時施工を予定している設備工事と、綿密な連携・工程調整が必要である。

（５）工事概要　　膜ろ過棟　ＲＣ造　Ａ＝１３０㎡

付帯工　一式

二次造成盛土工　一式

場内配管工　一式

（６）予定工期　　平成２０年８月２６日から

平成２１年２月　６日まで（１６５日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とする。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

（２）平成２０年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事で登録されており、平成２０年４月１日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者あるいは入札行為等について委任を受けた支店又は営業所を綾部市内に有する単体業者であること。

（３）建設業法第１５条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。

（４）建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査結果通知が、建築工事の総合評点で８００点以上であること。なお、この経営事項審査結果通知は、平成２０

年度の建設工事入札参加資格審査申請書に添付された通知とする。

（５）本工事と同規模以上のＲＣ造建物の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めない。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

（６）ＲＣ造建築工事を、現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者として経験した技術者を、主任技術者若しくは監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。ただし、建築工事に関する監理技術者証を有したものに限る。

なお、この工事経験は所属会社にこだわらないが、公共工事で元請業者での施工実績とし、民間工事や下請実績は認めない。また、この工事経験はコリンズ又は請負契約書と工事現場責任者届などで確認できること。

（７）配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

（８）各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

３　提出書類

（１）公募型指名競争入札参加申請書（別紙様式―１）

（２）技術資料（別紙様式―２）

・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、２（５）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。

・「当該工事に配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者の資格及び工事経験」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任（監理）技術者の工事経験欄には、２（６）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写しと現場責任者届の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。

・２（７）を確認する資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

（３）資格者証の写し

・監理技術者証については、表裏とも写しを提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧及び入札参加申請書受付期限及び場所

①期限　　平成２０年７月２２日（火）から
　　平成２０年７月２８日（月）まで
　　（ただし、土曜日、日曜日等の閉庁日は除く。）

②時間　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで
③場所　　綾部市建設部監理課（本庁東庁舎３階）

（２）提出方法
持参による提出とし、他の方法による提出は認めません。

５　入札参加者への通知
（１）指名通知書及び非指名通知書については、平成２０年８月１日に郵送により通知します。
（２）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

６　その他
（１）設計図書等の配布、入札日時等については、指名通知書により通知します。
（２）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、指名通知までは受け付けません。

７　問い合わせ先
綾部市建設部監理課指導検査担当
郵便番号　６２３－８５０１
所 在 地　京都府綾部市若竹町８－１
　　綾部市役所東庁舎３階
電話番号　０７７３－４２－３２８０（内線３４３）

様式－１

公募型指名競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

綾部市長　四　方　八洲男　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電話番号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号	第４２０　３６号
工事名	上林簡易水道浄水場整備工事１１工区
工事場所	綾部市五津合町
添付書類	技術資料（添付資料を含む）
	資格者証の写し

様式－２

技　　術　　資　　料

住　所

名　称

1　同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率　％）	単体／ＪＶ（出資比率　％）
工事概要等			
技術的特記事項			

2　当該工事に配置予定の現場代理人及び主任(監理)技術者の資格及び工事経験

区　　分		現　場　代　理　人	主任（監理）技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	重複する場合の対応措置		
工事経験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	工事概要		
工事経験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	工事概要		

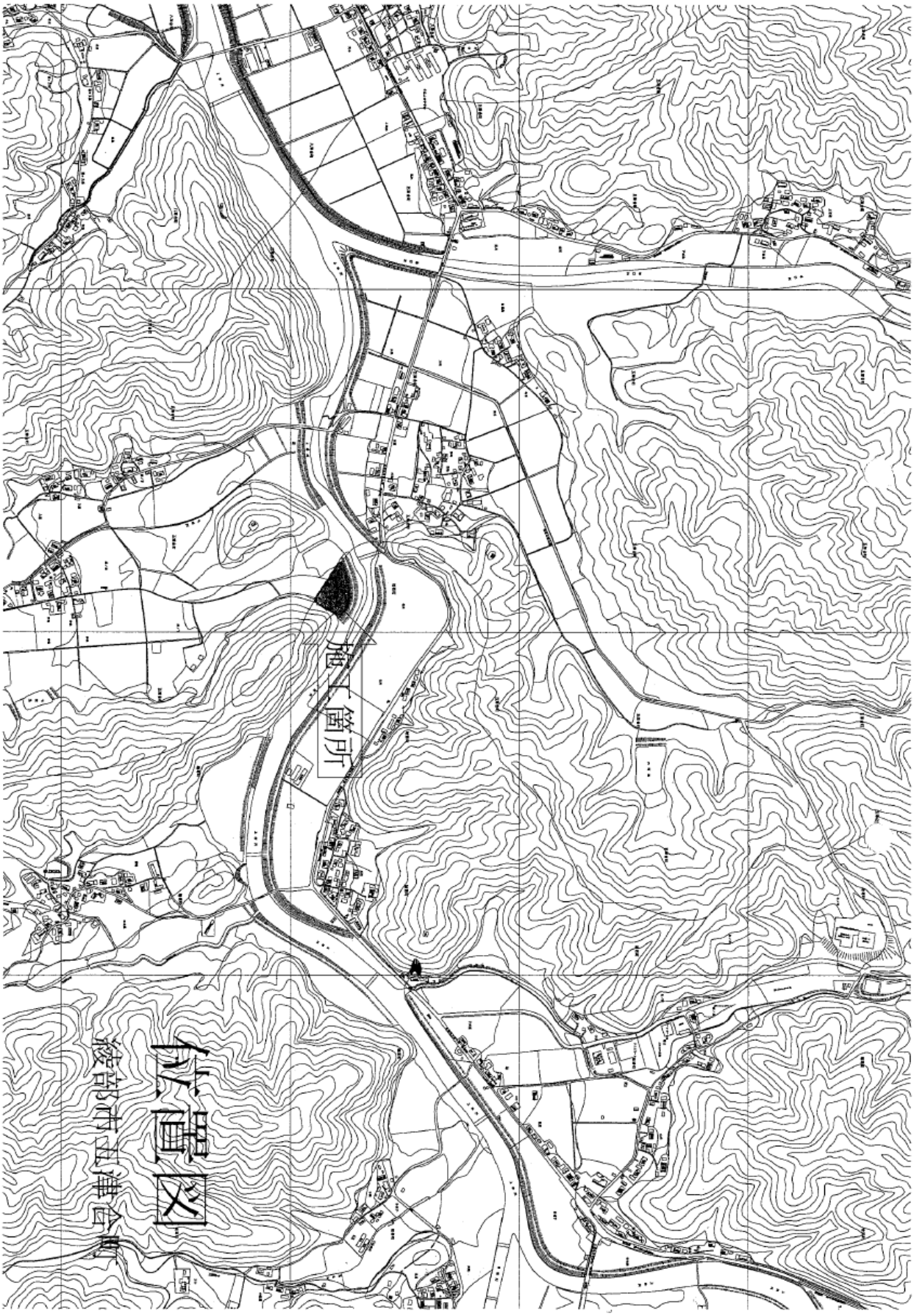

位置図

綾部市当津台周

綾部市公告第３２１号

上林簡易水道整備事業、上林簡易水道浄水場設備工事１２工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札・契約方式は公募型指名競争入札とします。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　工事概要

（１）工事番号　　第４２０　３９号

（２）工 事 名　　上林簡易水道浄水場設備工事１２工区

（３）工事場所　　綾部市五津合町（別添位置図参照）

（４）工事内容　　本工事は、上林簡易水道整備事業に伴う浄水場整備において、膜ろ過装置ほかの設備を製作設置するものです。工事場所への進入路は幅員狭小で二等橋を通過する必要があり、その通行には万全の配慮が必要である。

また、同一現場内で同時施工を予定している建屋工事と、綿密な連携・工程調整が必要である。

（５）工事概要　　膜ろ過設備工（無機膜）　一式

モジュール形式　ケーシング収納式膜モジュール

公称口径　０．１μｍ

装置膜面積　１３５㎡

（６）予定工期　　平成２０年８月２６日から

平成２１年３月１３日まで（２００日間）

２　入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とする。

（１）契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。

（２）平成２０・２１年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に水道施設工事で登録された単体業者で京都府の指名停止を受けていないこと。

（３）建設業法第１５条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事について受けているものであること。

（４）建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査結果通知が、水道施設工事の総合評点で１，０５０点以上であること。なお、この経営事項審査結果通知は、平成２０・２１年度の建設工事入札参加資格審査申請書に添付された通知とする。

（５）平成１０年度以降に国内において単独又は共同企業体の代表者として、官公庁・地方自治体が発注する浄水場膜ろ過設備工事の施工実績があり、工事竣工し実際に供用開始していること。また、この施工実績はコリンズで確認できること。

（６）平成１０年度以降に、浄水場施設工事を現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者として経験した技術者を、主任技術者若しくは監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。

なお、この工事経験は所属会社にこだわらないが、公共工事で元請業者での施工実績とし、民間工事や下請実績は認めない。また、この工事経験はコリンズで確認できること。

（７）配置予定とする現場代理人の工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に３箇月以上の雇用関係があることをいう。

（８）各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

３　提出書類

（１）公募型指名競争入札参加申請書（別紙様式―１）

（２）技術資料（別紙様式―２）

・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、２（５）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ実績の写しを添付すること。

・「当該工事に配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者の資格及び工事経験」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任（監理）技術者の工事経験欄には、２（６）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ実績の写しを添付すること。

・２（７）を確認する資料として、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

（３）資格者証の写し

・配置予定技術者の資格者証写しを提出すること。

４　設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（１）設計図書の閲覧及び入札参加申請書受付期限及び場所

①期限　　平成２０年７月２２日（火）から
　　平成２０年７月２８日（月）まで。
　　（ただし、土曜日、日曜日等の閉庁日は除く。）

②時間　　午前９時から正午までと午後１時から午後４時３０分まで。

③場所　　綾部市建設部監理課（本庁東庁舎３階）

（２）提出方法

持参による提出とし、他の方法による提出は認めません。

5　入札参加者への通知

（１）指名通知書及び非指名通知書については、平成２０年８月１日に郵送により通知します。

（２）非指名通知書を受けたものは、通知した日から起算して５日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6　その他

（１）設計図書等の配布、入札日時等については、指名通知書により通知する。

（２）工事概要、工事内容に関する問い合わせは、指名通知までは受け付けない。

7　問い合わせ先

綾部市建設部監理課指導検査担当

郵便番号　６２３－８５０１

所 在 地　京都府綾部市若竹町８－１

綾部市役所東庁舎３階

電話番号　０７７３－４２－３２８０（内線３４３）

様式－１

公募型指名競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

綾部市長　四　方　八洲男　　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電話番号
ＦＡＸ番号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号	第４２０　３９号
工事名	上林簡易水道浄水場設備工事１２工区
工事場所	綾部市五津合町
添付書類	技術資料（添付資料を含む）
	資格者証の写し

様式－２

技　　術　　資　　料

住　所

名　称

1　同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率　％）	単体／ＪＶ（出資比率　％）
工事概要等			
技術的特記事項			

2　当該工事に配置予定の現場代理人及び主任(監理)技術者の資格及び工事経験

区　　分		現　場　代　理　人	主任（監理）技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許（取得年月日）（登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	重複する場合の対応措置		
工事経験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	工事概要		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成　年　月～平成　年　月	平成　年　月～平成　年　月
	従事役職		
	工事概要		

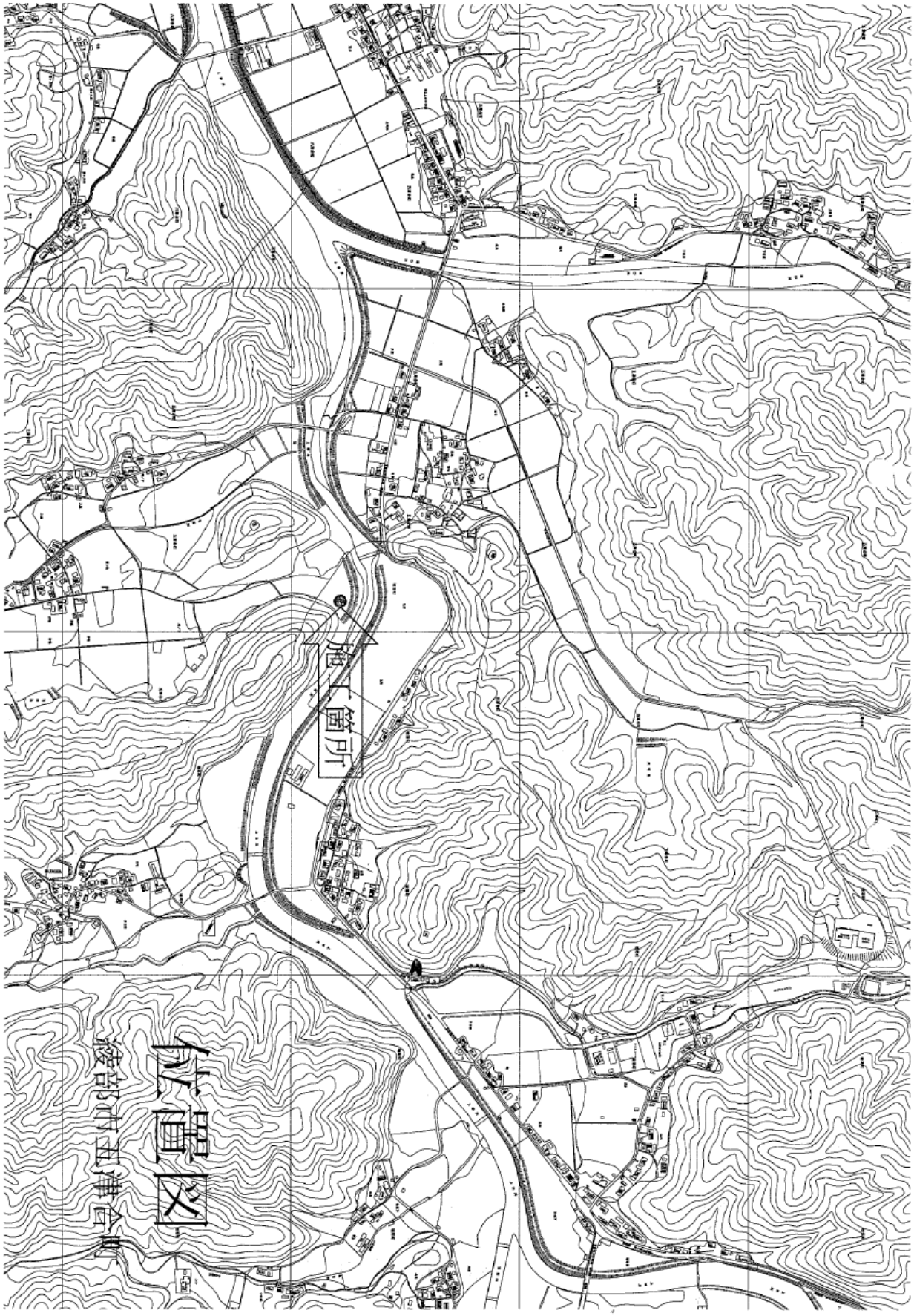

位置図（久慈市山形町）

公　告

綾部市公告第３２２号～第３６０号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第２０条の２の規定により公告する。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

（以下掲示済）

公　告

綾部市公告第３６１号～第３６５号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第２０条の２の規定により公告する。

平成２０年７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

（以下掲示済）

綾部市公告第３６６号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

平成２０年　７月１７日

綾部市長　四　方　八洲男

１　募集内容（空家募集）
募集団地一覧に掲載した団地で現在空家となっている住宅に入居していただくものです。

２　申込用紙配布期間
平成２０年８月１１日（月）から８月２５日（月）まで

３　申込受付期間
平成２０年８月１８日（月）から８月２５日（月）まで

４　申込受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで
ただし、土・日曜日は除く

５　申込受付及び問い合わせ先
綾部市建設部まちづくり推進課建築担当（４２－３２８０）
内線２５４又は２５０

６　申込方法
次の書類を持参してください。
○　市営住宅入居申込書（入居申込書「様式第４号」は市役所まちづくり推進課にあります。）
○　収入のある家族全員（婚約者も含む）の所得を証する平成２０年度市府民税課税証明書［市役所市民・国保課で発行・有料３００円］
○　入居予定者住民票謄本（婚約者も含む）［市役所市民・国保課で発行・有料３００円］

７　入居者の決定
申込者の実態を調査の上、選考委員会及び抽選により入居者を決定します。
また、入居補欠者を決定し、入居決定者が入居しない時は抽選順位に基づき住宅をあっせんします。

８　抽　選　会
平成２０年９月下旬予定

９　あっせん有効期間
募集空家住宅が満室となった時、又は募集空家住宅を入居決定者及び入居補欠者全員にあっせんしたが、それらの者に入居の意思がないと判明した時から無効とします。

１０　入居可能日

平成２０年１２月１日予定

※　入居者が決定した時点で募集対象住宅の整備工事に入りますので、入居は整備工事終了後にしていただきます。

整備工事が早く完了した場合は、その時点で入居が可能になります。

募　集　団　地　一　覧

家賃月額（　）は裁量階層家賃

団地名	所在地	空家戸数	家賃月額（円）	構　造	間取り
野田	野田町井根山	１戸	1,800～3,000(4,000)	木造平家	6・4.5・K
野田	野田町井根山	１戸	1,900～3,200(4,300)	木造平家	6・4.5・K
寺	寺町堂ノ前	１戸	2,100～3,400(4,600)	簡耐平家	6・4.5・K

（注）　家賃月額は、収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて毎年度算定します。

入　居　者　資　格

次の要件のすべてに該当する方です。

1　市内に住所又は勤務先を有する方。
2　入居者（申込者）と同程度以上の収入を有し、かつ市内に住所を有する連帯保証人が２人ある方。
3　収入月額が、公営住宅法並びに綾部市営住宅設置及び管理条例に基づく、収入基準額以下であること。
（入居予定者全員の年間所得金額を合算し、当該額から８～１０ページに掲げる額を控除した額を１２で除したものを収入月額として算出します。詳しくは、４～７ページの「収入月額算定方法」及び「基準早見表」参照）
4　現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。

（その他）
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方はご提示ください。
・単身で申し込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前にご相談ください。
・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
・婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約証明書を提出してください。
・申込み後、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認められません。

収　入　月　額　算　定　方　法

〔収入月額の求め方〕

$$\frac{\text{年間所得金額}-(38\text{万円}\quad\text{同居・別居扶養親族等の数})-\text{該当控除額}}{12}$$

〔年間所得金額の求め方〕

1　事業所得者の場合

年間総収入金額から必要経費を控除した額です。

（２人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算します。）

なお、平成１９年１月２日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

〔開業後１年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額}-\text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}}$$

１２ヶ月＝推定年間総収入金額

2　年金所得者

次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

（２人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算します。）

（年間年金所得金額算出方法）

受給者の年齢	年間年金総収入金額（A）	年間年金所得金額
６５歳未満の者	70万円以下	＝０
	70万円を超え　130万円以下	（A）－70万円
	130万円を超え　410万円以下	（A）×0.75－ 37万５千円
	410万円を超え　770万円以下	（A）×0.85－ 78万５千円
	770万円を超える場合	（A）×0.95－155万５千円
６５歳以上の者	120万円以下	＝０
	120万円を超え　330万円以下	（A）－120万円
	330万円を超え　410万円以下	（A）　0.75－ 37万5千円
	410万円を超え　770万円以下	（A）×0.85－ 78万5千円
	770万円を超える場合	（A）　0.95－155万5千円

3　給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

（２人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算します。）

年間収入金額	年間所得金額
651,000円 未満	０円
651,000円 以上　1,619,000円 未満	年間収入金額－65万円
1,619,000円 以上　1,620,000円 未満	96万9千円
1,620,000円 以上　1,622,000円 未満	97万円
1,622,000円 以上　1,624,000円 未満	97万2千円
1,624,000円 以上　1,628,000円 未満	97万4千円
1,628,000円 以上　1,800,000円 未満	※端数整理後の年間収入金額› 0.6
1,800,000円 以上　3,600,000円 未満	※端数整理後の年間収入金額✕0.7－18万円
3,600,000円 以上　6,600,000円 未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－54万円
6,600,000円 以上 10,000,000円 未満	年間収入金額　0.9－120万円

※ 端数整理後の年間収入金額・・・年間収入金額を4,000で除し、１円未満を切捨て、再度4,000を乗じた金額

(例)2,859,999円の場合

2,859,000÷4,000＝714.99…

714　4,000＝2,856,000円

なお、平成１９年１月２日以降に勤務された方は別紙「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。

また、退職された方は、退職を証明できるものを提出してください。

〔就職後１年未満の方の年間総収入金額算出方法〕

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{か月} = \text{推定年間総収入金額}$$

○　基　準　早　見　表

年間総収入金額による基準早見表（同居親族に申込み本人は含みません。）

（数字は総収入金額）

種　別	収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族等			
		０人	１人	２人	３人
一般入居者	200,000円 以下	3,675,999円 ～ 0	4,151,999円 ～ 0	4,627,999円 ～ 0	5,103,999円 ～ 0
裁量階層	268,000円 以下	4,695,999円 ～ 0	5,171,999円 ～ 0	5,647,999円 ～ 0	6,123,999円 ～ 0

種　別	同居親族及び別居の扶養親族等数		
	４人	５人	６人
一般入居者	5,575,999円 ～ 0	6,051,999円 ～ 0	6,527,999円 ～ 0
裁量階層	6,595,999円 ～ 0	7,017,778円 ～ 0	7,440,001円 ～ 0

年間総所得金額による基準早見表（同居親族に申込み本人は含みません。）

（数字は総所得金額）

種　別	収入基準額	同居親族及び別居の扶養親族等数			
		０人	1人	２人	３人
一般入居者	200,000円 以下	2,400,000円 ～ 0	2,780,000円 ～ 0	3,160,000円 ～ 0	3,540,000円 ～ 0
裁量階層	268,000円 以下	3,216,000円 ～ 0	3,596,000円 ～ 0	3,976,000円 ～ 0	4,356,000円 ～ 0

種　別	同居親族及び別居の扶養親族等数		
	４人	５人	６人
一般入居者	3,920,000円 ～ 0	4,300,000円 ～ 0	4,680,000円 ～ 0
裁量階層	4,736,000円 ～ 0	5,116,000円 ～ 0	5,496,000円 ～ 0

裁　量　階　層

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、当世帯の年間総収入金額及び年間総所得金額による基準早見表は、裁量階層欄の金額となります。

世帯区分	要件	必要書類
障害者	イ　申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が１級から４級まで） ロ　申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が１級又は２級）	身体障害者手帳の写し 精神障害者福祉保健手帳の写し
	ハ　ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高齢者	イ　申込者が60歳以上の者若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合	世帯全員の住民票
	ロ　申込者が60歳以上の者若しくは昭和31年4月1日以前に生まれた者（単身者）	
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第６項症まで、又は第１款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被害者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当所の写し
引揚者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して５年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚証明書又は至急決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書

世　帯　区　分	要　　件	必　要　書　類
小学校就学前の子供のいる世帯	入居時点において、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がいる場合	住民票

〔控除の種類の説明〕

種　　類	要　　件	控除額（年額）
基　　本	・同居親族 ・別居している扶養親族	１人につき３８万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	・扶養親族のうち７０歳以上の方	１人につき１０万円
特　　定 扶養親族	・扶養親族のうち年齢１６歳以上２３歳未満の方	１人につき２０万円
障　害　者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	１人につき２７万円
特別障害者	・身体障害者手帳の交付を受けている方で１級又は２級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第３項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で１級に該当する方	１人につき４０万円
寡　　婦	寡婦とは、次のいずれかに該当する方で老年者に該当しない方 ・夫と死別又は離婚後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族又は生計を一にする子のある方（「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、合計所得金額が３８万円を越えている方は含まれません。） ・夫と死別後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、合計所得金額が５００万円以下の方	１人につき２７万円 ただし、所得金額が２７万円未満の場合は、その金額

寡　　夫	寡夫とは、次のすべてに該当する方で老年者に該当しない方 イ　妻と死別し、又は離婚後婚姻していない方、あるいは妻の生死が不明な方 ロ　生計を一にする子のある方（「寡婦」の場合と同様） ハ　合計所得金額が５００万円以下の方	１人につき２７万円 ただし、所得金額が２７万円未満の場合は、その金額

※　扶養家族とは、所得税法第２条第１項第３４号に規定する所得者と生計を一にする親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族）で、合計所得金額が３８万円以下の方

※　控除対象配偶者とは、所得税法第２条第１項第３３号に規定する所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が３８万円以下の方

綾部市公告第３６７号

綾部市下水道排水設備指定業者規則第１３条第１項第４号の規定に基づく指定業者を次により公表する。

平成２０年８月１日

綾部市長　四　方　八洲男

１　異動により指定内容の一部を変更する業者

事　業　所　名	代表者氏名	所　　在　　地	変　　更　　日
大和プラミング	坂　田　一　平	舞鶴市字浜1038番地	平成20年8月1日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等（平成２０年８月分）

異動届

	指定番号	事　業　所　名	代表者氏名	所　　在　　地
変更後	**169**	**大和プラミング**	**坂　田　一　平**	**舞鶴市字浜1038番地**
変更前	169	大和プラミング	坂　田　一　平	舞鶴市愛宕上町６－２

綾部市公告第３６８号

綾部市所有土地及び建物の売却について、次により一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６１号）第１６７条の６第１項及び綾部市会計規則（昭和５７年綾部市規則第２号）第７５条の規定により公告する。

平成２０年８月１日

綾部市長　四　方　八洲男

１　売却予定物件

所　在　地	地　　目	面　積
綾部市若松町２５番１ 外１筆	宅　地（建物付き）	５００．２１㎡ （実測面積）

２　売却に関する条件

① 物件は現状有姿のままとし、地積は実測面積である。
　入札後、数量の増減または瑕疵の発見による売買価格の変更、損害賠償の請求または契約の解除の申し出はできないものとする。

② 住宅用地として使用する。

③ 落札者が、その落札した物件を反社会的活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。

④ 物件に係る法的規制等必要な事項は各自調査のこと。

３　入札の日時及び場所

① 日　時　平成２０年９月２日（火）午後１時３０分より

② 場　所　綾部市まちづくりセンター第１会議室（２階）

４　参加申込み留意事項

入札に参加を希望する者は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

５　申込参加者の資格

地方自治法施行令第１６７条の４に該当しない者

地方自治法第２３８条の３に定められた公有財産に関する事務に従事しない者

(入札参加資格のない者がした入札は無効)

６　申込参加者資格審査

入札参加希望者は、下記により資格審査を受けること

（１）受付日時　　平成２０年８月２５日（月）から平成２０年８月２９日（金）まで
午前９時から午後５時まで
（２）受付場所　　綾部市福祉保健部民生児童課
（３）提出書類
ア　入札参加申込書
イ　個人の場合は、身元証明書（住民票抄本）または外国人登録証明書
法人の場合は、登記簿謄本及び代表者資格証明書（３か月以内のもの）
ウ　印鑑登録証明書（３か月以内のもの）
エ　誓約書
オ　入札保証金

７　売却物件の説明
（１）説明日時　平成２０年８月２５日（月）から平成２０年８月２９日（金）
午前９時から午後５時まで
（２）受付場所　綾部市福祉保健部民生児童課

８　入札の方法
（１）一般競争入札とする。
（２）代理人により入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。
（３）郵送による入札は認めない。

９　入札保証金
（１）　入札保証金の額は、入札金の１００分の５以上（円未満切り上げ）の現金又は銀行等が振り出し若しくは支払いを保証した小切手とする。
（２）　落札者以外の者には、入札終了後、速やかに返還する。
落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとする。
（３）　落札者が本契約を締結しないときは、地方自治法第２３４条第４項の規定により、入札保証金は綾部市に帰属する。
（４）　入札保証金には利子を付さない。

10　入札の無効
次の各号の一に該当する者のした一般競争入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格のない者
（２）同一人にして同じ入札に２以上の入札（他の代理人としての入札を含む）をした者
（３）入札に関し連合等の不正行為をした者
（４）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書、または金額を訂正した入札書で入札した者
（５）入札者の記名押印のない入札
（６）所定の入札保証金を納付しない者
（７）入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

（８）その他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定

予定価格以上であって、最高の価格で入札した者を落札者とする。

12　契約の締結

（１）落札者は落札決定の日から５日以内に契約を締結しなければならない。

（２）売買代金の支払いの方法

売買契約締結と同時に、契約保証金を納付し、契約締結の日の翌日から３０日以内に売買代金を納入する。

（３）契約保証金として契約金額の１００分１０（円未満切り上げ）に相当する額を本契約の締結と同時に綾部市へ納入しなければならない。

（４）契約保証金は売買代金等の完納時に返還する。

（協議により売買代金等の一部に充当することができる。）

（５）契約不履行を理由に綾部市が契約を解除した場合は、契約保証金は綾部市に帰属する。

(6)　契約保証金には利子を付さない。

13　権利義務譲渡の禁止

落札及び契約上の権利義務は第三者に譲渡できない。

14　その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同施行令、綾部市会計規則、市有土地及び建物公売実施要領に定めるところによる。

15　入札に関する問い合わせ先

綾部市福祉保健部民生児童課

電話　４２－３２８０　内線３５９

綾部市教育委員会告示第７号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１３条の規定により、平成２０年第４回（７月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成２０年７月２３日

綾部市教育委員会
委員長　藤　野　絹　枝

１　期　日　　平成２０年７月２８日（月）
午後１時３０分から

２　場　所　　綾部市教育委員会事務局

３　付議事項
議第１３号　平成２１年度以降使用小学校用教科用図書の採決について

綾部市教育委員会教育長訓令甲第２号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２０年７月７日

綾部市教育委員会
教育長　久　木　章　平

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成２年綾部市教育委員会教育長訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

別表の２　特別休暇の取扱いの表（１８）の項中「３日以内」を「４日以内」に改める。

附　則

この訓令は、平成２０年７月７日から施行し、平成２０年６月２７日から適用する。

綾部市監査公表第１号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第４項の規定に基づき、平成１９年度に執行した定期監査の結果に関する報告書を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

平成２０年７月４日

綾部市監査委員　高 橋 忠 昭
同　　森 永　　功

１　監査の種別

定期監査（地方自治法第１９９条第４項）

２　監査の目的

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的、効率的かつ適正に行われているかについて、監査計画に基づき定期監査を実施した。

３　監査の対象

定期監査の対象課については、平成１９年度から監査精度を高めるため、２年サイクルに変更したことにより、平成１９年度は、企画部・総務部・市民環境部・教育部・消防本部・議会事務局、そして、会計課における財務に関する事務事業の執行状況及び財産の管理状況の監査を実施した。なお、各課別の監査対象事項は次のとおりである。

監査対象事項

企画広報課	国際交流事業費 広報広聴事務費	環境保全課	斎場管理運営事業費 施設管理費（クリーンセンター）
総　務　課	職員研修費 災害対策費	会　計　課	一般事務費
財　政　課	地方債元金償還金・地方債利子償還金・公債諸費の状況について 財政調整基金・減債基金・地域振興基金・電源立地地域対策基金の積立金の状況について	管　理　課 (消防本部)	経常経費 公務災害
税　務　課	経常経費 未収金について	議会事務局	議会運営費
市民・国保課	保健事業費 後期高齢者医療広域連合経費	学校教育課	学校教育研究団体助成費 特別支援教育支援員配置事業

市民協働課	老富会館整備事業・全国水源の里シンポジウム開催事業・水源の里連絡協議会事業費・水源の里定住促進事業 あやバス運行管理費	社会教育課	放課後学級運営事業費 放課後子ども教室推進事業費
人権推進課	女性センター管理運営費 人権福祉センター運営事業費	文化・スポーツ振興課	中丹文化事業団補助金 総合運動公園管理費

4　監査の期間

平成１９年１１月１２日から平成１９年１２月１０日まで（第１回目）
（監査聴取は平成１９年１１月２７日と２８日の２日間実施した。）
平成１９年１２月６日から平成１９年１２月２６日まで（第１回追加）
（監査聴取を平成１９年１２月１８日に実施した。）
平成２０年１月７日から平成２０年２月２２日まで（第２回目）
（監査聴取は平成２０年１月２４日と２８日の２日間実施した。）

5　監査の方法

平成１９年度綾部市監査計画（以下「監査計画」という。）に基づき提出を受けた平成１９年度予算事項別事務事業の中から抽出した事業について、関係諸帳簿等の資料提出を求め書類審査を行うとともに、関係部局の説明を聴取して監査を実施した。

6　監査の項目

（１）収入事務について
（２）支出及び契約関係事務について

7　監査の結果

監査の結果、適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、今後更に改善又は検討を加え、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努めるよう求めたものである。

なお、これらの事項については、既に改善済や改善の方向が示されている。

（１）収入事務について

滞納処分については、平成１５年度から全庁的な取組みとして、それぞれの担当課職員と管理職職員等による「特別徴収活動」を実施し、滞納整理に努めてきた。

平成１８年度からは、税務課、旧国保医療課並びに上水道課に各１名の徴収嘱託員を配置し、日々の臨戸訪問、電話での催告等を実施し徴収活動の強化を図った。

市税徴収担当は、税負担の公平性並びに税収入の安定確保をそれぞれ図る観点から、平成１９年１２月１７日から平成２０年３月３１日までを「特別徴収活動期間」と位置付け、税の仕組みや公平性を分かりやすく説明し、納税義務を果たしてもらうよう促し、滞納整理に努めてきた。

また、強制滞納処分の執行として差押を行い、その結果、年間差押件数５６件、差押金額約２４，７１６万円、徴収金額約５７８万円、さらに、納税折衝による徴収金額約６００万円の実績を上げた。

下水道使用料及び分担金等の徴収担当は、平成１９年秋から平成２０年３月末にかけて重点的に徴収活動に取組み、年間徴収件数１２０件、徴収金額約４４１万円の実績を上げた。

水道使用料等の徴収担当は、平成１９年１１月１日から１２月２８日までの約2か月間を「特別徴収活動期間」と位置付け、年間徴収件数１１４件、徴収金額約７０万円の実績を上げた。

保育所保育料の徴収担当は、年間を通し滞納者と接触する機会をできるだけ持つよう常に努力して徴収活動に取組み、徴収件数２２５件、徴収金額約２９５万円の実績を上げた。

住宅使用料の徴収担当は、随時督促状の発送や電話での催告に取組み、年間徴収件数１９件、徴収金額約４５万円の実績を上げた。現在も継続して滞納徴収に取組んでいる。

国民健康保険料の徴収担当は、平成１９年5月１５日から5月３１日までを「特別徴収活動期間」として位置付け、年間徴収件数５０７件、徴収金額約１，３８２万円の実績を上げた。

国民健康保険料未収金の現年分については、３，０００万円前後で、ここ数年同様の傾向が続いている。また、滞納繰越分においては年々増加傾向にある。

くらしの資金貸付事業の償還金の徴収担当は、年間を通し随時督促状の発送や訪問等による徴収活動に取組み、平成１９年１２月３日から１２月２６日までを「強化期間」として位置付け、年間徴収件数１８６件、徴収金額約１０６万円の実績を上げた。

介護保険料の徴収担当は、年間を通し随時督促状の発送、電話での督促並びに訪問等による徴収活動に取組み、徴収件数１３２件、徴収金額約４８万円の実績を上げた。

放課後学級使用料の徴収担当は、督促状の発送とともにできるかぎり対面での納入依頼をし、納入促進に取組み、徴収件数１４件、納入金額5万円の実績を上げた。

また、平成２０年度からは滞納額を減らすことを目的に、放課後学級使用料の納入を原則として口座振替による方向で保護者と協議中である。

以上、各担当部署において滞納整理に積極的に取組み、実績を上げられたことについて、高く評価するものである。

なお、地方分権の推進と三位一体改革の進展により、今まで以上に市の財政が厳しくなることが予想され、さらに、地方経済の低迷に加え、平成１９年度の税制改正により、未収金の増加が見込まれる。

このため、税負担の公平性並びに収入の確保を図る観点から、滞納整理において更に積極的な取組を要望する。

市税・国民健康保険料の未収金状況　（単位：千円）

区　分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市　税	現　年　分	78,904	67,436	85,260	63,481	95,706
	滞納繰越分	267,672	290,052	250,648	264,395	272,376
	計	346,576	357,488	335,908	327,876	368,082
国民健康保険料	現　年　分	27,263	30,081	27,503	27,959	30,579
	滞納繰越分	106,344	105,090	109,250	109,119	125,274
	計	133,607	135,171	136,753	137,078	155,853

（平成２０年５月３１日現在）

あやべ桜が丘団地の分譲については、職員一丸となって販売促進に取組み、平成１９年度末現在で４５９区画のうち約８０％に当たる３６９区画の分譲を完了した。

しかしながら、近年の個人所得の伸び悩みや民間の宅地開発の進展などにより、今後の動向は必ずしも楽観視できない。

本市の厳しい財政状況のなかで、桜が丘団地の早期完売が喫緊の最重要課題であり、関係機関の協力のもと早期完売に向け、全庁挙げた各種施策の展開を進められたい。

（２）支出及び契約関係事務について

ア　監査対象課共通事項

・　定期監査の実施に当たり、提出された書類の審査を行なった結果、少しの注意力を持って点検すれば正せる簡易な誤りが数多く見受けられた。

このことは、監査に当たって十分に書類のチェックをせずに提出された結果であると言える。こうした小さな誤りがチェックできていないことは、管理・監督職員の職務遂行に当たっての危機管理意識が極めて低いと言わざるを得ない。こうした誤りが今後二度と無いよう厳正に指導されたい。

簡易な誤り事例

① 出張復命書の時間表示や職名の記載漏れ、定形外の様式の使用
② 出張命令書の決裁区分の未記入
③ 工事検査記録において、検査員の押印漏れや工事番号の記載漏れ
④ 契約書の締結において、誤記や条項の重複
⑤ 伺書で決裁日や完結日等の記載漏れ
⑥ 決裁者の決裁印漏れや押印場所の誤り
⑦ 請求書において、請求日、請求金額等の記載漏れや契約書と異なった代表者名での請求

・　契約関係事務において、業務委託契約書の締結の際、見積依頼書なしに見積書が徴収されているケースが複数見受けられた。見積単価の正確性を期すためにも、会計規則第９４条第１項の規定に基づき見積書を徴収されたい。

イ　企画広報課

（ア）広報広聴事務費

・広報あやべ「ねっと」の請負契約書において、印紙税法の税額と合致しない収入印紙が貼付されている。適正に指導されたい。（対象課了解済）

ウ　税務課

（ア）未収金について

・住民税の特別徴収で、一部事務処理が遅い案件が見受けられる。
迅速かつ適切な事務処理に努められたい。

・滞納整理において、公平性及び収入の確保の観点から、更に積極的な取組を要望する。（対象課了解済）

エ　市民・国保課

（ア）後期高齢者医療広域連合経費

・新たな後期高齢者医療制度へのスムーズな移行に向け、更なる市民周知の徹底を要望する。

（イ）その他

・国民健康保険料の滞納額が年々増加傾向にあるため、収入の確保と加入者の公平性の確保の観点から、更なる滞納徴収に努められたい。（対象課了解済）

オ　人権推進課

（ア）女性センター管理運営費

・センターの利用増進に向け、積極的な取組を要望する。（対象課了解済）

カ　環境保全課

（ア）斎場管理運営事業費

・自動販売機設置使用料の徴収に当たっては、地方自治法第２２８条の規定に沿った取扱いとなるよう検討されたい。

（イ）施設管理費（クリーンセンター）

・大規模修繕の執行に当たっては、特定業者の見積書に基づき修繕が行われているが、修繕費の抑制に向け、今後一層見積単価を精査の上、業者との交渉に当たられたい。

（ウ）その他

・共葬墓地管理料の徴収に当たって、徴収の根拠規定を実態に沿って整理されたい。（対象課了解済）

キ　管理課（消防本部）

（ア）経常経費

・コピー機の保守契約中第１８条(合意管轄)における紛争を処理する管轄裁判所は、甲（綾部市）の管轄所在地に改められたい。

・自動販売機設置使用料の徴収に当たって、地方自治法第２２８条の規定に沿った取扱いとなるよう検討されたい。
・国の指針に基づき北部四市の申し合わせで定めている占用料の単価については、条例と整合が図られるよう整理されたい。（対象課了解済）

ク　議会事務局
（ア）議会運営費
・議事録において、誤字等が見受けられるため、十分チェックの上、適正な事務処理に務められたい。（対象課了解済）

ケ　学校教育課
（ア）その他
・市内小・中学校における問題事象の課題解決に向け、徹底した原因究明に努められるとともに、学校現場に識見と経験に富み、指導性豊かな生活指導員等の配置を要望する。
・市内小・中学校の統廃合問題も含め、諸課題の解決に向け、長期展望にたった教育行政の推進に努められたい。（対象課了解済）

コ　社会教育課
（ア）放課後学級運営事業費
・放課後児童健全育成学級運営業務委託料の支払いにおいて、契約条項に沿った取扱いとなるよう指導されたい。
・放課後学級が使用する施設使用料の支払いにおいて、条例の規定に沿った事務処理に改善されたい。
・放課後学級負担金の滞納金額が年々増加傾向にあり、収入の確保及び公平性の観点から積極的な滞納徴収に取組むとともに、滞納額の減少を図るため、口座振替による納付を今後一層働きかけるよう努められたい。

サ　文化・スポーツ振興課
（ア）総合運動公園管理費
・自動販売機の敷地使用料の徴収に当たっては、地方自治法第２２８条の規定に沿った取扱いとなるよう検討されたい。（対象課了解済）

以上が、財務に関する事務の執行において改善等を求めるものである。
今後とも、市民の税金を無駄にせず有益・有効に使い、更なる住民福祉の増進に資するため、全職員があらゆる機会をとらえて行政経費の節減に取組み、また、事務の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を更に挙げる努力をされることを要望する。

以　上

綾部市監査公表第２号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第５項の規定に基づき、平成１９年度に執行した随時監査の結果に関する報告書を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

平成２０年７月４日

綾部市監査委員　高 橋 忠 昭
同　　森 永　　功

１　監査の種別
随時監査（地方自治法第１９９条第５項）

２　監査の目的
本市の事務事業の執行が、法令等の定めるところに従って、合理的、効率的かつ適正に行われているかについて、監査計画に基づき随時監査を実施した。

３　監査の対象
監査は２回に分けて行い、第１回目は平成１９年１２月１８日までに完成した工事の中から２件、第２回目は平成２０年３月３１日までに完成した工事の中から２件を抽出し、計４件を監査の対象とした。(別表のとおり)

４　監査の期間
第１回目の監査は、平成２０年１月２８日から平成２０年３月１４日まで行い、監査聴取及び現地監査は平成２０年２月１３日に実施した。
また、第２回目の監査は、平成２０年３月２８日から平成２０年４月３０日まで行い監査聴取及び現地監査は平成２０年４月１６日に実施した。

５　監査の方法
抽出した工事の関係書類一式と、工事監査調書等の書類提出を求め書類審査を行い現地で関係職員の説明を聴取して監査を実施した。特に、道路改良においては二次製品であるインターロッキング等の再利用の状況、ため池においては最重要課題とされる堤体盛土材の選定方法の状況、舗装においては初期敷均転圧時のアスファルト合材の温度管理の状況、建物においては使用材料の材種及び含水率の管理状況、また、共通事項であるコンクリートの現場練りスランプ試験及びコンクリート強度試験等の試験結果を実績報告書で確認し、現場における施工と設計図書との照合・確認等を重点に監査を行った。

6　監査の項目

（1）工事の契約状況について

（2）工事の概要及び成果等について

7　監査の結果

監査の結果、適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、今後更に改善又は検討を加え、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努めるよう求めたものである。

（1）工事の契約状況について

平成１９年度の工事発注件数（指名委員会審査対象）は、１４９件であった。その内訳は、指名競争入札が１２７件（８５．２％）で、そのうち公募型指名競争入札が５件（３．４％)、また、随意契約が２２件（１４．８％）であった。

工事費の主なものは、綾部市立病院産婦人科病棟整備工事、公共下水道管渠築造工事、農業集落排水工事、上林簡易水道配水管布設工事、道路整備工事（キラリふるさと債)、綾部市水源の里・老富会館整備工事、本庁舎窓枠改修工事、鍛治屋中央地区ほ場整備工事等である。

また、低価格での落札が一部見られたが、低価格契約であることは、貴重な税金を執行する上では望ましいが、工事の施工に当たっては、特に、工事方法や使用材料、そして工事期間が適正か、また、設計図書どおりに工事が施工され、完成したかどうかなどについて、今後とも検査や審査を厳密に行われたい。

（2）工事の概要及び成果等について

ア　共通事項

・　随時監査の実施に当たり、提出された書類の審査を行なった結果、少しの注意力を持って点検すれば正せる簡易な誤りが数多く見受けられた。

こうした誤りが今後二度と無いよう厳正に指導されたい。

［具体例］

① 保証書、取扱説明書、出荷証明書、工事完成報告書、建設業退職金共済証紙購入報告書、完成図面及び検査成績書における提出日の記載漏れ

② 工事完成報告書における主任監督員の決裁漏れ

③ 工事打合簿における監督員意見の日付の記載漏れ

④ 監督員通知書における工事番号の記載漏れ

⑤ 工事全部完成届兼検査結果調書における修正表記の不備

・　入札の執行に当たっては、会計規則の規定に基づく正規の様式の入札書を使用するよう指導されたい。

・　入札時における委任状の様式が業者によって異なっている。会計規則に統一した様式の規定は無いが、ホームページで周知している様式を使用するよう徹

底することが望ましい。

イ　綾部市水源の里・老富会館整備工事

当施設は、集落自体の存続が危機的状況に直面している水源の里の振興と活性化を図るため、平成１９年４月に施行された「綾部市水源の里条例」に基づき、農村都市交流等の拠点施設として整備されたものである。

当施設の設計に当たっては、地域の自然的条件を十分考慮した屋根構造や多面的機能を有した玄関スペースの確保を図るなど利用者の利便性に配慮されている。

今後、水源の里振興施策の推進に当たって、その拠点施設として活用されることを期待する。

（ア）書類監査

・工事費で整備された物品の登録の取扱いについては、公用物品分類規程を十分精査の上、適正な事務処理に努められたい。（対象課了解済）

ウ　市道西町青野線道路改良工事

本工事は、車両南行一方通行規制が行なわれていた市道西町青野線において、平成１８年７月に吉美街道踏切拡幅整備が完成したのを契機として、車両対面通行化を行なうべき車道拡幅工事を実施したものである。

今回、市街地南北を結ぶ市道西町青野線全線が、対面２車線・歩車道分離の道路として完成したことにより、安全でスムーズな市街地交通の確保が図られた。

さらに、今後、商店街の活性化に大きく寄与するものと期待できる。

（ア）書類監査

・工事発注を行う場合、京都府土木工事標準積算に基づく工期を取るよう努められたい。

・運搬管理表において、積載オーバーが一部見受けられる。今後とも、受注業者への周知徹底と指導に努められたい。（対象課了解済）

エ　綾部市営綾部駅北駐車場整備工事

本工事は、平成１１年に綾部市土地開発公社用地を使用して、綾部駅西側に整備していた駐車場を、公社の土地利用計画に併せ、平成２０年３月に綾部駅に近接した場所へ移設し、利用者の利便性の向上と駐車利用台数の増加により、収入の増を図ろうとするものである。

移設により、今後一層駐車場利用台数の増加が期待できる。

（ア）書類監査

・工事期間中に、請負業者の代表者が変更になった場合は、代表者の変更を裏付ける書類として「建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届」の写しを添付するよう検討されたい。

・運搬管理表の残土処分において、積載オーバーが一部見受けられる。今後とも、受注業者への周知徹底と指導に努められたい。

オ　国光池改修工事

本工事は、小畑町地内にある老朽化したかんがい用ため池の堤体の改修を、小規模老朽ため池整備事業で実施し、漏水の解消及び取水施設の改良を行なったものである。

本工事の完成により、施設の安全と、維持管理の改善及び貯水量の確保が図られた。

（ア）書類監査

・ため池台帳に記載されている数値が実態の数値と一部整合が取れていないため、関係機関と協議の上、適正な数値に修正されたい。（対象課了解済）

（イ）現地監査

・残土を指定処分する場合、隣接する土地の地権者及び関係機関との立会いや協議・確認をするよう努められたい。（対象課了解済）

8　技術者研修について

内部研修については、綾部市が発注する工事に係る共通部分の問題対策、監督員としての目線の統一及びレベルアップを目標として、「綾部市技術職員共通課題検討委員会」を平成１９年１月に立ち上げ、毎月１回の頻度で協議が行われている。

平成１９年度には、工事で使用する各種様式の統一、工事成績評定での考査項目の分類及び運用について協議決定され、平成２０年度から運用が開始されている。

今後とも、各種課題点等について協議を行うとともに、すべての技術職員のレベルアップを図る継続的な技術研修に努められたい。

以　上

（別　表）

監　査　の　対　象

（単位：円）

	事　業　名	担当課	場　所	請負等 業　者	請負等 金　額	工事等 期　間	工　事　等　概　要
第 1 回	綾部市水源の里・老富会館整備事業 （綾部市水源の里・老富会館整備工事）	市民協働課 監　理　課	老富町	福岡建設 株式会社	22,050,000	19．7.10 ～ 19.10.10	集会所改修及び一部増築 木造平屋建て 建築面積 A=129.27 ㎡ 床面積　A=120.93 ㎡ 周辺整備　１式 合併浄化槽設置１式
	綾部吉美線道路改良事業 （市道西町青野線道路改良工事）	まちづくり 推進課 監　理　課	西　町 二丁目	株式会社 泰洋開発	15,498,000	19．8.30 ～ 19.12．8	L=92m　W=11m 車道舗装　A=545 ㎡ 歩道舗装　A=220 ㎡ L型街渠工　１式 車止め工　１式
第 2 回	駅北駐車場整備事業 （綾部市営綾部駅北駐車場整備工事）	商工観光課 監　理　課	井倉新町	双葉建設 株式会社	8,730,750	19.11．8 ～ 20．3．6	駐車場整備 駐車場 A=1,930 ㎡ 建屋移設　１式 電気設備　１式
	小規模老朽ため池整備事業 （国光池改修工事）	農　林　課 監　理　課	小畑町	株式会社 清水設備工業	9,838,500	19.10.11 ～ 20．3.31	堤体工　L=80m H=2.4～4.1m 取水施設工 底樋工　L=19.44m 斜樋工　L=5.97m 接合槽　N=1基 吐出桝　N=1基

綾部市監査公表第３号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第２項の規定に基づき、平成１９年度に執行した行政監査の結果に関する報告書を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

平成２０年７月４日

綾部市監査委員　高 橋 忠 昭
同　　森 永　　功

１　監査の種別
行政監査（地方自治法第１９９条第２項）

２　監査の目的
本市の事務事業の執行が、法令等の定めるところに従って、合理的、効率的かつ適正に行われているかについて、監査計画に基づき行政監査を実施した。

３　監査の対象
平成１９年度における綾部市里山交流研修センターの管理運営事務の執行状況について。

４　監査の期間
監査は、平成１９年１０月２２日から平成１９年１１月１９日まで行い、監査聴取及び現地監査は、平成１９年１０月３０日に実施した。

５　監査の方法
綾部市里山交流研修センターを所管する商工観光課から関係書類の提出を求め、担当課長及び担当者から事務内容及び綾部市里山交流研修センターの管理運営についての概要等を聴取して、監査を実施した。

６　監査項目
（１）事務の執行状況について
（２）施設の利用状況について

７　監査の着眼点
監査に当たっての着眼点は次のとおりである。
（１）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進・市民負担の軽減・市民サービスの向上に努めているか。
（２）事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

（３）事務処理は、能率的・効率的に行われ、改善すべき点はないか。
（４）組織は簡潔で、かつ、合理的なものとなっているか。
（５）社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

８　事務の執行状況について

綾部市里山交流研修センターは、豊かな地域資源を活用し、特色ある地域づくりに資するとともに、地域産業の活性化と地域経済の健全な発展に寄与するため、都市との交流の場及び宿泊の場、コミュニテイ育成の場、そして各種研修の場として整備された施設であり、また、平成１２年７月に設立した「里山ねっと・あやべ」の事務所として活用されるなど、地域の活性化に寄与している。

設立当初の活動は、「里山塾」を中心に、各種講演会やシンポジウムの開催などに取組んだほか、「里山ネイチャーツアーｉｎあやべ」を企画し、酪農体験や豆腐の手作り体験などを通じて、都市と農村の交流促進を図った。さらに、参画者の拡大を図るため、「ネットワーカー」を募集し、事業の推進体制の確立を図った。

以後、ホームページの開設や「里山ねっと通信」を発行するなど、広く情報発信に取組みながら、森林ボランテイア活動や田舎暮らし初級ツアー、石窯パン焼き体験、里山そば塾、米作り塾など各種体験事業を実施するほか、新規事業として「里山交流大学」を開講し、さらに、農家民泊による交流促進など新たな「あやべファン」の拡大に努めた。

また、里山ねっと・あやべは、平成１８年３月に特定非営利法人（ＮＰＯ）を認証取得するなど、更に幅広い活動を展開している。

これまでの数々の活動の成果として、農村都市交流の接点が増加したことにより、都市住民と地元住民の協働・連携も創造されるなど新たな展開も見えてきたところである。

９　施設の利用状況について

当施設の利用参加者数の推移は、平成１２年度の開設時と比べると平成１９年度は約３．５倍と交流人口も増加し、都市と農村の交流拡大が推進されている。

これはホームページ等を活用した情報発信による成果であり、また、各種新しい企画を積極的に展開されたことによるものである。

利用者数の状況について　　平成２０年３月末現在

年　　度	利用者数	利用率
平成１２年度	６５５人	開設年度を１００とする
平成１３年度	８１６人	１２４．６
平成１４年度	１，１３４人	１７３．１
平成１５年度	１，１７８人	１７９．８
平成１６年度	１，３３３人	２０３．５
平成１７年度	１，６８３人	２５６．９

平成１８年度	１，９９７人	３０４．９
平成１９年度	２，２７８人	３４７．８

（平成１８年度は農家民泊を含む数値である）

１０　監査の結果

監査の結果、適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、今後更に改善又は検討を加え、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努めるよう求めたものである。

（１）事務の執行について

・協定書並びに経理規程に基づいた適正な事務処理に努められたい。

・営業の観点から危険箇所の確認も含め、センター周辺の環境整備に努められたい。（対象課了解済）

（２）施設の利用状況について

・当センターの利用については、積極的な情報発信と、多岐にわたる新しい企画の展開などにより、利用者数が順次増加しており、事務局が懸命に努力されてきた成果である。今後とも、スタッフの早期確保充実とニーズ調査を基にセンターの利用増進に向けた、更なる施策の展開を図られたい。(対象課了解済)

以上

綾部市監査公表第４号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第７項の規定に基づき、平成１９年度に執行した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告書を同条第９項の規定により次のとおり公表する。

平成２０年７月４日

綾部市監査委員　高 橋 忠 昭
同　森 永　功

１　監査の種別
財政援助団体等に対する監査（地方自治法第１９９条第７項）

２　監査の目的
本市が財政援助を与えている団体に対し、公金が目的どおり、合理的、効率的かつ適正に運用されているかどうかについて、監査計画に基づき監査を実施した。

３　監査の対象
綾部市が補助をしている中山間地域等直接支払制度事業費のうち、４１集落の中から西坂集落、白道路集落を、また、民生児童委員活動費の中で、綾部市民生児童委員協議会をそれぞれ抽出し、監査の対象とした。

４　監査の期間
監査は、平成１９年１２月３日から平成２０年１月２１日まで行い、監査聴取は、平成１９年１２月２６日に実施した。

５　監査の方法
農林課を通じて西坂・白道路両集落から関係書類の提出を求め、両集落の代表者をはじめ担当課長及び担当職員から事務内容を聴取して監査を実施した。
また、民生児童課を通じて綾部市民生児童委員協議会から関係書類の提出を求め、代表者をはじめ担当課長及び担当職員から事務内容を聴取して監査を実施した。

６　監査の着眼点
監査に当たっての着眼点は次のとおりである。
（１）事業は、「綾部市団体事業補助金等交付規則」に定める補助金交付申請書、事業計画書及び収支予算書に基づき実施され、補助金の交付目的・内容は明確で公益上の必要性は十分か。
（２）交付方法、時期及び手続き等は適正で、補助金等の効果及び条件の履行確認が、実

績報告書等によりなされているか。
（３）交付団体に対し、指導監査が適切に行われているか。
（４）補助金交付団体においては、出納関係帳簿や領収書等の証拠書類が整備され、その会計処理が適正になされるとともに書類は適切に保存されているか。
（５）補助金が対象事業以外に流用されていないか。

7　事業の概要

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの生命・財産と豊かなくらしが守られている。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている

このため、国において担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保するために、平成１２年度から中山間地域等直接支払制度を創設し、実施してきているものである。

また、綾部市民生児童委員協議会への補助金は、民生児童委員活動の活性化、資質の向上並びに社会福祉の増進を図るため、補助を行っているものである。

8　監査結果

監査の結果、適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、今後更に改善又は検討を加え、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努めるよう求めたものである。

（１）中山間地域等直接支払制度事業費

ア　西坂・白道路集落

・綾部市から指示された書類の整備や保管等、適正な事務処理に努めるとともに、迅速な交付金の支払いに努められたい。

・中山間地域等直接支払制度の趣旨に基づき、中山間地域における多面的機能の保持・増進に向け、今後更なる取組を要望する。（両集落了解済）

イ　農林課（予算執行課）

・事業期間を厳守した適正な事務処理に努められたい。

・書類整備や交付金の支払事務、さらに、事業内容の変更協議や工事の施工などにおいて、関係法令に基づいた適正な指導に努められたい。

・過疎・高齢化の急速な進行に伴って、農地の荒廃化が一層進む状況の中で、国・府等関係機関との連携の下、耕作放棄地の解消と併せ、農業生産活動の活性化に向け、市が積極的に将来的ビジョンを示した上で、施策の展開を進められたい。（対象課了解済）

（２）民生児童委員活動費

ア　綾部市民生児童委員協議会

・飲食を伴う部会等への公金の支出については、説明責任が果たせるよう慎重な事務処理に努められたい。

・今後とも、社会福祉の増進に向け、更なるご活躍とご尽力を期待する。

（協議会了解済）

イ　民生児童課（予算執行課）

・民生委員の推薦に当たっては、高齢化社会の急速な進展に伴い、今後更に困難になることが予想されることから、次期改選期に向け、課題事項等を整理の上、推薦事務がスムーズに実施できるように十分検討されることを要望する。

（対象課了解済）

以　上

綾部市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２０年７月７日

綾部市議会議長　川　北　　淳

綾部市議会規則第１号

綾部市議会傍聴規則の一部を改正する規則

綾部市議会傍聴規則（昭和５６年綾部市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「自己の住所、氏名及び年齢」を「自己の住所及び氏名」に改める。

附　則

この規則は、平成２０年９月１日から施行する。

綾部市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２０年７月７日

綾部市議会議長　川　北　　淳

綾部市議会規則第２号

綾部市議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

綾部市議会委員会傍聴規則（昭和４２年綾部市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１５条」を「第１８条」に改める。

第３条を次のように改める。

（傍聴人の入場）

第３条　傍聴人が入場しようとするときは、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、報道関係者及び綾部市職員で委員長があらかじめ許可した者については、この限りではない。

第４条から第８条までを削る。

第９条第１項中「一般席は当該委員会委員の数、報道関係者席は」を「、一般席及び報道関係者席ともに」に改め、同条を第４条とし、第１０条から第１５条までを５条ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成２０年９月１日から施行する。

綾部市議会規程第１号

綾部市議会委員会傍聴規則施行規程を廃止する規程を次のように定める。

平成２０年７月７日

綾部市議会議長　川　北　　淳

綾部市議会委員会傍聴規則施行規程を廃止する規程

綾部市議会委員会傍聴規則施行規程（昭和４２年綾部市議会規程第２号）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２０年９月１日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第２２号

平成２０年７月６日執行の綾部市農業委員会の選挙による委員の一般選挙において、当選した当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

平成２０年７月８日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

第１選挙区

住　　所	氏　　名
綾部市渕垣町段京８番地の１	安　坂　　徹
綾部市井倉町梅ヶ畑１０番地	上　柿　直　一
綾部市里町西ノ糸９番地	大　道　弘　康
綾部市岡町堂ノ前３番地の１	西　村　　隆
綾部市高槻町小呂２０番地	波多野　征　男

第２選挙区

住　　所	氏　　名
綾部市八津合町神谷２８番地	井　上　勝　己
綾部市鷹栖町森末４８番地	榎　本　良　明
綾部市睦合町井ノ谷３９番地	大　山　　勇
綾部市故屋岡町仲道２７番地	諏　訪　實　幸
綾部市十倉向町仲村３０番地の１	渡　[illegible]　一　成

第３選挙区

住　　所	氏　　名
綾部市新庄町南太ヶ鼻１４番地	小　林　　弘
綾部市篠田町クゴノシタ５番地	榊　原　　均
綾部市坊口町森宗１９番地	志　賀　[illegible]　身
綾部市位田町浦壁４５番地	田　中　　晃
綾部市豊里町三宅６８番地	村　上　眞　澄
綾部市小貝町岼上通２１番地	横　山　　侃

綾部市選挙管理委員会告示第２３号

土地改良法施行令第６条第１項の規定により行う志賀郷土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

１　選　　挙　　日　　平成２０年８月３日

２　投　　票　　時　　間　　正午から午後４時まで

３　選挙すべき総代の数　　３２人

綾部市選挙管理委員会告示第２４号

土地改良法施行令第６条第１項の規定により行う奥上林土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

１　選　　挙　　日　　平成２０年８月３日

２　投　　票　　時　　間　　正午から午後４時まで

３　選挙すべき総代の数　　第１区　１８人
第２区　１２人
第３区　１０人

綾部市選挙管理委員会告示第２５号

土地改良法施行令第６条第１項の規定により行う栗村井堰土地改良区総代選挙の期日、投票時間及び選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

１　選　　挙　　日　　平成２０年８月３日

２　投　　票　　時　　間　　正午から午後４時まで

３　選挙すべき総代の数

第　１区	５人
第　２区	２人
第　３区	４人
第　４区	４人
第　５区	２人
第　６区	４人
第　７区	４人
第　８区	４人
第　９区	６人
第１０区	２人
第１１区	１人

綾部市選挙管理委員会告示第２６号

平成２０年８月３日執行の志賀郷土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人を次のとおり選任した。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

記

１　選挙長

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	瀧　本　善　伸	綾部市西方町大善１０番地

２　選挙長職務代理者

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	白波瀬　克　利	綾部市西方町長岡３番地

３　選挙立会人

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	村　上　義　昭	綾部市仁和町谷坪３６番地
第１選挙区	志　賀　忠　治	綾部市坊口町箱垣１８番地

綾部市選挙管理委員会告示第２７号

平成２０年８月３日執行の奥上林土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人を次のとおり選任した。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

記

１　選挙長

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	植　山　幸　夫	綾部市睦寄町草壁１３番地
第２選挙区	橋　本　正　己	綾部市故屋岡町大道３番地の１
第３選挙区	西　田　昌　一	綾部市老富町小谷３番４番合地

２　選挙長職務代理者

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	岩　鼻　　貢	綾部市睦寄町沼９番地の４
第２選挙区	仲　道　一　彦	綾部市故屋岡町小中３番地
第３選挙区	酒　井　行　雄	綾部市老富町マヤゴ５番地

３　選挙立会人

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	角　山　孝　司	綾部市睦寄町有安１４番地
第１選挙区	小　川　清　志	綾部市睦寄町向隅７番地
第２選挙区	森　藤　連太郎	綾部市故屋岡町朝根４８番地
第２選挙区	諏　訪　賢　司	綾部市故屋岡町仲道２４番地
第３選挙区	渡　辺　正　一	綾部市老富町堂ノ下２番地の２
第３選挙区	久　保　　茂	綾部市光野町ツキノキ３２番地の１

綾部市選挙管理委員会告示第２８号

平成２０年８月３日執行の栗村井堰土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人を次のとおり選任した。

平成２０年７月２７日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

記

１　選挙長

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	塩　見　能　朗	綾部市栗町市庭１１番地
第２選挙区	田　中　　均	綾部市栗町長瀬２６番地
第３選挙区	長　岡　博　身	綾部市栗町野佃６番地
第４選挙区	大　槻　隆　一	綾部市栗町小東７１番地
第５選挙区	上　田　　均	綾部市豊里町福垣１０８番地
第６選挙区	村　上　　勇	綾部市小貝町西田３９番地
第７選挙区	塩　見　　勝	綾部市私市町西の段３５番地
第８選挙区	大　槻　喜　一	福知山市大字私市小字立石５７
第９選挙区	四　方　　勇	綾部市舘町宮ノ前１５番地
第10選挙区	出　口　孝　次	綾部市大畠町上り戸６番地
第11選挙区	門　　久　達	綾部市位田町岡倉８７番地

２　選挙長職務代理者

選挙区名	氏名	住所
第１選挙区	永　井　秋　夫	綾部市栗町市庭２５番地
第２選挙区	鈴　木　山　治	綾部市栗町イノババ３番地
第３選挙区	村　上　郁　男	綾部市栗町佃３番地
第４選挙区	安　達　一　美	綾部市栗町沢１３番地
第５選挙区	丸　岡　孝　雄	綾部市豊里町福垣１１２番地
第６選挙区	山　﨑　光　弘	綾部市小貝町新八１０７番地の１
第７選挙区	田　中　　潔	綾部市私市町上野４１番地
第８選挙区	大　槻　哲　夫	福知山市大字私市小字堺１３

第９選挙区	横　田　敏　夫	綾部市舘町宮ノ前３７番地
第10選挙区	大　槻　　稔	綾部市大畠町岡ノ段３１番地
第11選挙区	福　山　喜八郎	綾部市位田町岡倉８２番地の６

３　選挙立会人

選 挙 区 名	氏　　名	住　　所
第１選挙区	川　北　誠　至	綾部市栗町上村１３０番地
第１選挙区	大　島　　啓	綾部市栗町土居ノ内２番地
第２選挙区	五　木　大　輔	綾部市栗町相定２番地の３
第２選挙区	片　山　し　な	綾部市栗町相定１番地の３
第３選挙区	佐々木　清　志	綾部市栗町花貝４７番地
第３選挙区	長　岡　達　也	綾部市栗町貝尻２９番地
第４選挙区	森　下　清　志	綾部市栗町平田３番５番の２合地
第４選挙区	大　槻　　脩	綾部市栗町平田３５番地
第５選挙区	大　槻　敏　行	綾部市豊里町長砂１０９番地
第５選挙区	大　槻　　進	綾部市豊里町福垣１０９番地
第６選挙区	酒　井　博　道	綾部市小貝町樋ノ口１０番地
第６選挙区	大　槻　文　男	綾部市小貝町新八９６番地
第７選挙区	谷　口　哲　治	綾部市私市町上野１３２番地
第７選挙区	森　本　文　夫	綾部市私市町中村段９６番地
第８選挙区	大志万　正　之	福知山市大字私市小字西ケ端４８
第８選挙区	間　島　睦　朗	福知山市大字私市小字堺６０
第９選挙区	大　槻　正　信	綾部市舘町下舘８番地の１
第９選挙区	四　方　　均	綾部市小西町馬場下２６番地の２
第10選挙区	大　槻　光　治	綾部市大畠町東谷田１番地の１
第10選挙区	大　槻　敦　夫	綾部市大畠町岡ノ段１９番地の１
第11選挙区	門　　義　照	綾部市位田町岡倉７５番地
第11選挙区	福　井　亀　一	綾部市位田町岡倉３８番地

綾部市選挙管理委員会告示第２９号

平成２０年７月２７日付け綾部市選挙管理委員会告示第２８号の一部を次のとおり変更する。

平成２０年７月２９日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

第８選挙区選挙立会人

変更前　　大志万　正　之　　福知山市大字私市小字西ケ端４８

変更後　　大志万　作　雄　　福知山市大字私市小字西ケ端３７

綾部市選挙管理委員会告示第３０号

平成２０年７月２７日付け綾部市選挙管理委員会告示第２６号の一部を次のとおり変更する。

平成２０年８月１日

綾部市選挙管理委員会
委員長　十　倉　照　子

第１選挙区選挙立会人

変更前　　村　上　義　昭　　綾部市仁和町谷坪３６番地

変更後　　梅　垣　正　一　　綾部市金河内町鳥井奥３番地

綾部市農業委員会告示第１号

第１９期綾部市農業委員会第２回総会を次により開催する。

平成２０年７月３日

綾部市農業委員会
会長　福　田　　裕

１　日　時　　平成２０年７月８日（火）午後４時３０分から

２　場　所　　綾部市役所第１委員会室

３　議　題　　（１）第１９期綾部市農業委員会実績報告
（２）その他